

# 上野国分寺周辺地域発掘調査報告

— 僧寺尼寺中間地域の考古学的検討 —

昭和 4 6 年

群馬県教育委員会

# 上野国分寺周辺地域発掘調査報告

— 僧寺尼寺中間地域の考古学的検討 —

昭和 4 6 年

群馬県教育委員会

## 序 文

埋蔵文化財を包蔵する土地で、土木工事を行なう場合には、文化財保護法では、この工事にさきだち、発掘調査を行なうことを義務づけている。

県下には、この種の埋蔵文化財を包蔵する土地が、山岳地帯を除いて一円に分布している。このことは群馬県が古くから文化が開けていたことを示すものである。しかし、諸開発は年々増加し、埋蔵文化財の保護の問題は多くなり、憂慮すべきものがある。昭和45年度において、県下では26件の埋蔵文化財の発掘調査が行なわれているが、その大部分は開発に伴う緊急発掘調査である。これらは記録保存の資料をうべく事前の発掘調査を行なっているが、なかには十分に調査されないままになつたものもある。

当教育委員会は今年度8件の発掘を実施しているが、本報告書はその一つである群馬郡群馬町大字東国分に所在する上野国分僧・尼両寺には含まれた中間地域の発掘調査についての報告である。本発掘調査は、当該地域が前橋市の西部都市計画の進展に伴ない、諸開発が予想されるため、文化財保護上必要な資料を得べく実施したものである。

また、今年度当教育委員会は、埋蔵文化財関係として本報告書の他に史跡天神山古墳外堀部発掘調査報告書、上野国分尼寺跡発掘調査報告書、上武国道地域埋蔵文化財分布調査報告書を刊行し、関係者に配布している。特に上野国分尼寺跡の調査報告は、今後の国分寺の保護、歴史を明らかにするために、本報告書とともに活用されることを望みたい。

ここに調査員各位の総意による上野国分寺周辺地域発掘調査報告を発行するにあたり、土地所有者の文化財への深大なるご理解、及び調査関係者各位の熱意と労苦に衷心から感謝し、本報告書がいささかでも埋蔵文化財の保護に役立ち得ることを期して、上梓の言葉とする次第である。

昭和46年3月31日

群馬県教育委員会

教育長 山川 武 正

## 例 言

- 1 本書は、昭和45年3月25日から5月2日にかけて行なった、群馬郡群馬町東国分の上野国分僧・尼両寺に挟まれた中間地域の発掘調査報告を収録したものである。
- 2 本書の執筆は、I調査の経過のうち、(1)、調査にいたるまでの経過については梅沢重昭が、他は、すべて松島栄治が行なった。
- 3 本文挿入図の作製は、平野進一、大江正行、また巻末図版の写真は原田恒弘が撮影したものである。
- 4 本書の編集は、梅沢重昭、松島栄治、神保侑史が行なったが、主として松島、神保が担当した。

# 目 次

序

例 言

I 調査の経過	1
(1) 調査にいたるまでの経過	1
(2) 発掘調査の経過	3
II 遺跡地の位置	6
(1) 遺跡地付近の地理	6
(2) 遺跡地周辺の歴史的環境	7
III 調査の方法	11
IV 遺 構	14
(1) 濠及び築垣の基礎とみられる遺構	19
(2) 竪穴住居跡	22
(3) 溝及び溝状遺構	27
(4) 墓 墳	31
(5) その他の遺構	33
V 遺 物	34
(1) 住居跡出土の遺物	34
1 土 器 類	35
2 瓦	42
3 鉄器及銅器類	44
4 砥 石	45
(2) 墓墳出土の遺物	46
(3) 溝及び溝状遺構出土の遺物	47
(4) その他の場所からの出土遺物	49
VI 結 語	54

## 挿 図 目 次

- 第1図 遺跡地の位置図  
第2図 発掘グリッド位置図  
第3図 濠及び築垣の基礎とみられる  
遺構の実測図  
第4図 第8号住居跡実測図  
第5図 第14号住居跡実測図  
第6図 大規模の溝実測図  
第7図 中規模の溝実測図  
第8図 小規模の溝実測図  
第9図 墓広実測図  
第10図 I類土器実測図  
第11図 II類土器実測図

- 第12図 III類土器実測図  
第13図 IV類土器実測図  
第14図 その他の土器実測図  
第15図 瓦 拓 本  
第16図 鉄器及び銅器類  
第17図 砥 石  
第18図 墓堀出土遺物  
第19図 溝及び溝状遺構出土遺物(一)  
第20図 " " (二)  
第21図 その他の場所からの出土遺物(一)  
第22図 " " (二)  
第23図 その他の場所からの出土遺物(三)

## 図 版 目 次

- 図版1 (1)調査地域遠望  
(2) " " 範囲  
図版 (1)E 13.5列の各グリッド  
(2)W 86.5列の各グリッド  
図版3 (1)ブロック塊の配列 (E 33.5—N 9.5)  
(2)堅穴住居跡の一部 (H 33.5—N 23.5)  
図版4 (1)調査地域の地層 (E 13.5—N 36.5)  
(一)小規模の溝 (E 13.5—N 9.5)  
図版5 (1)小規模の溝と堅穴住居跡の切り合い  
(W 26.5—N 13.5)  
(2)大規模の溝(南半分)の埋没状態 (W  
—S)  
図版6 (1)堅穴住居跡の一部 (W 46.5—N 56.5)  
(一)同上住居跡のかまど  
図版7 (1)堅穴住居跡のかまど(一) (W 46.5—N  
49.5)  
(二)堅穴住居跡のかまど(二) (W 46.5—N)  
図版8 (1)中規模の溝 (W 86.5—N 3.5)  
(2)中規模の溝と墓広 (W 86.5—N 29.5)

- 図版9 (1)堅穴住居跡の床面と遺物の出土状態  
(W 106.5—N 36.5)  
(2)同上住居跡内瓦出土状態  
図版10 (1)住居跡内砥石及切削工具出土状態 (W  
106.5—N 16.5)  
(2)住居跡内の鬼瓦 (W 106.5—29.5)  
図版11 (1)僧寺東門跡付近の礎石 (176.5—S 2.  
5)  
(2)同上付近の床面状遺構 (W 176.5—S  
2.5)  
図版12 (1)小規模の溝  
(2)堅穴住居跡の床面と遺物の出土状態  
(W 126.5—S 53.5)  
図版13 (1)堅穴住居跡の一部 (W 66.5—N 9.5)  
(2)住居跡床面と銅製鉸具出土状態 (W  
66.5—N 43.5)  
図版14 (1)築垣の基礎とみられる遺構 (W 66.5  
—S 79.5)  
(2)同上遺構の南接する大規模な溝 (W  
66.5—S 82.5)

図版15 (1)大規模な溝底部付近の遺物出土状態  
(W 66.5—S 82.5)

(2)墓壇内遺物出土状態 (W 66.5—S 76.  
5)

図版16 (1)竪穴住居跡に付属する古鍛冶跡? (E  
23.5—S 53.5)

(2)同上古鍛冶跡? 埋没土中の遺物

図版17 (1)竪穴住居跡の一部 (E 23.5—S 39.5)

(2)中規模の溝と遺物の出土状態 (E 23.5  
—S 13.5)

図版18

図版19

図版20

# I 調査の経過

## (1) 調査にいたるまでの経過

利根川を越えた前橋市西部地域から群馬郡群馬町にかけては榛名山東南の肥沃な平野地帯であり、古代群馬県地方における政治・文化の中心地であった。前橋市総社町に分布する国指定史跡の二子山古墳・宝塔山古墳・蛇穴山古墳の三古墳と愛宕山古墳からなる総社古墳群は群馬県地方後期古墳群の代表的なものであり、特に宝塔山古墳・蛇穴山古墳の特徴には仏教文化伝来以降の文化様相がうかがえ律令政治が展開しはじめた時代の群馬県地方(上毛野国)の首長的為政者層の造営になる墳墓を推定させるものである。これら古墳の形成期に仏教の信仰は首長的為政者層を中心に群馬県地方にもひろまったようで、この総社古墳群とほど近い総社町山王には奈良時代前期と推定される山王廃寺が存在する。古墳時代後期の終末から奈良時代にかけて、群馬県地域の主体的な役割を持つようになったのはこの地域がほぼ当時の上毛野国の地理的な中央部に位置していたことも充分推考されるのであるが、上毛野氏の諸流として各地に勢力を有していた豪族階級が律令機構の影響を受けて、新たに編成され、その政治的主体がこの地域に定まっていったことを示しているかのようである。

こうした奈良時代前期の激動する政治社会は中央勢力の進出をともなっていたわけで、上野国府が総社古墳群の南方に置かれたと推定されていることも古代史の上ではきわめて主要な歴史的事象である。現在推定される国府の地は前橋市元総社町の地内で、東北の地に大友、東南の地に石倉、南方に古市の地名など残り、その一角には総社神社が鎮座している。近年、数年にわたりこの推定地の発掘調査が実施されているが、確証を得るまでにはいたらず終っている。一方、この地の西方には上野国分寺の建立された地が位置しており、現在、金堂跡・塔跡を残す国分僧寺と瓦等の散布から推定される国分尼寺跡とが東西に並び建立されたことを示している。僧寺と尼寺の配置は僧寺を西・尼寺を東におそらく両寺とも寺域2町四方を有する規模で建立されたごとくであり、それが配置には奈良時代律令にともなる条里の土地区割にあわせて定められているごとくである。前橋市西部の地域に広がる奈良時代の国府街とそれを中心に計画・施行された官衛の土地区割はこの地帯一帯を範囲に含み、南北 km、東南 km、前橋市の西部と群馬町東部、すなわち旧群馬郡東村、元総社村、総社町、国府村におよぶ地域であったろうと推定される。

群馬県教育委員会では昭和44年度より、3年計画で文化財保存事業の一環として上野国分尼寺跡推定地の調査を実施している。この地は群馬町東国分と前橋市元総社町の境界に位置しており、寺域推定地の南縁部に境界があり、そのほとんどは群馬町地内である。ま



た、上野国分寺より約 400 m 東方の位置にあり、その間の中間地点は両寺の時代のものを最初にして中世ごろまでの埋蔵文化財包蔵地である。奈良時代遺跡としては国分寺建立と関係の深い地であって、奈良時代土地区割を知る上でも上野国府の究明にもきわめて重要な地域である。

この上野国分寺及び尼寺とそれに関係の深い地域が近年急激に開発される傾向にあり、文化財保存の観点から早急に遺跡の性格を明確にし、開発諸事業との調整をはかる心要が生じてきた。上野国分尼寺推定地の調査と平行して、国分寺と国分尼寺との中間地点の調査を実施して、上野国分寺および関連の遺跡を大極的な見地から保護することが重要と考えられたからである。

そこで、群馬県教育委員会では昭和 44 年度事業の一環として、上野国分寺及び尼寺附近遺跡発掘調査を計画し、昭和 44 年度 2 月県会において事業費 340 万円の予算案が可決された。

これにもとづいて、群馬県教育委員会では調査実施方針を決定し、発掘調査の指導を群馬大学教授尾崎喜左雄にあおぎ、発掘担当者に前橋工業高校松島栄治教諭、社会教育課文化財保護係梅沢重昭社教主事補があたることとして、県内在住の考古学者及び考古学専攻学生の参加を依頼して調査体制の準備を進めた。この準備期間は予算案計上と平行して作業を進め、3 月中旬にその調査組織を組み終え、地元群馬町、前橋市との連絡を進めながら関係地主諸氏の発掘承諾も得ることができた。特に地元の関係地主諸氏がこの調査の目的を理解され、協力を約されたことはこの調査の実施にあたってあづかるところがきわめて大きい。

かくして、本発掘調査は 44 年度において一部を実施、残りは 45 年度に明許繰越して 3 月 25 日から 5 月 2 日まで 39 日間にわたる調査に入った。発掘調査の組織は次のとおりである。

調査主催 群馬県教育委員会  
調査協力 前橋市教育委員会  
群馬町教育委員会  
調査組織 調査指導者 尾崎喜左雄  
調査担当者 松島栄治・梅沢重昭  
調査員 阿久津宗二・松本浩一・原田恒弘・神保侑史・宮前結城男・丑木幸男  
調査補助員 鬼形芳夫・平野進一・松尾宜方・石塚久則  
群馬大学史学研究室学生・前橋工業高校歴史部生徒  
その他 東国分区長住谷啓次郎・同住谷芳雄他 15 名

## (2) 発掘調査の経過

発掘作業は昭和45年3月25日に始まり、同年5月2日に一応完了した。この間の作業の進展は概ね次のとおりであった。

月 日	午 前	午 後	備 考
3月25日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県庁より発掘のための諸器材及び資材を運搬する</li> <li>○ 調査補助員を中心に調査地のマッピング調査を行なう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現地事務所を完成させ、諸器材等を収納する</li> <li>○ 調査地域のトラバース測量を開始する</li> </ul>	
〃 26日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ E-N区にトレンチ及びグリットの設定を開始した</li> <li>○ E 13.5列の N 3.5-49.5の発掘を開始した</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ E 33.5列の N 3.5-49.5のグリットを設定した</li> </ul>	E 13.5列の各グリットは梅林の関係で幅を1m縮め2mとした
27日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ E 13.5列の N 3.5-49.5の発掘を続行</li> <li>○ E 33.5列の N 3.5と N 9.5の発掘を開始した</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ E 13.5列の N 3.5-49.5の実測を開始した</li> <li>○ E 33.5列の N 16.5、N 23.5、N 29.5の発掘を開始した</li> <li>○ E 13.5列の N 3.5、N 9.5の写真の撮影を開始した</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ E 13.5-N 23.5にビットあり、周囲に瓦片等出土</li> <li>○ E 33.5列の発掘開始</li> </ul>
28日 (土)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ E 13.5列の N 3.5-49.5の撮影を行なう</li> <li>○ E 33.5列の N 3.5-43.5の発掘を行なう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ E 33.5列の N 3.5-43.5の発掘を続行</li> <li>○ E 13.5列の N 40.5-49.5の実測を行なう</li> <li>○ W 29.5列の N 33.5-43.5の発掘を開始する</li> <li>○ E 13.5列の N.5-49.5の撮影を行なう</li> </ul>	E 33.5-N 43.5のグリットにおいて堅くふみ固められた
29日 (日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ E 13.5列の N 16.5、N 23.5、E 33.5-N 3.5の実測を行なう</li> <li>○ E 13.5列の N 3.5-49.5の写真撮影する</li> <li>○ E 33.5列の N 36.5、N 43.5の発掘を続行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ E 13.5-N 23.5の実測を行なう</li> <li>○ E 33.5列の N 23.5-49.5の写真撮影を行なう</li> <li>○ E 33.5-N 36.5、W 26.5列-N 3.5-26.5、W 31.5-S 2.5発掘を行なう</li> </ul>	前日に発見された E 33.5-N 43.5グリットの堅い面は住居跡床面であることを確認した
30日 (月)	作業を休む		
31日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ E 33.5列 N 16.5、N 43.5を除き写真撮影を行なう</li> <li>○ W 26.5列の N 3.5-39.5の発掘作業を行なう</li> <li>○ W 31.5-S 2.0を設定発掘開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ E 33.5列の N 23.5、N 43.5、N 49.5の発掘を行なう</li> <li>○ E 33.5-N 9.5、E 13.5列の N 23.5、N 29.5の実測を行なう</li> <li>○ W 46.5列の N 16.5-33.5のグリットを設定し、発掘開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ W 26.5列の発掘を開始</li> <li>○ E 33.5-N 16.5二本の溝を確認掘り下げる</li> <li>○ W 26.5-N 33.5で住居跡確認</li> <li>○ W 46.5列の発掘開始</li> </ul>
4月1日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ W 46.5列の N 16.5-36.5、E 33.5列の N 23.5、49.5、W 31.5-S 2.5の発掘を行なう</li> <li>○ E 13.5-N 23.5、E 33.5-N 19.5の実測を行なう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ W 46.5列の N 3.15-49.5の発掘を続行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 強風のため作業を午後3時に打ち切り宿舎にてミーティングを行なう</li> <li>○ E 135-N 16.5のグリットから灰釉皿形土器出土</li> <li>○ W 46.5-N 29.5で住居跡確認</li> </ul>
2日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ E 33.5列の N 23.5、49.5、W 26.5列の N 3.5-49.5の発掘を行なう</li> <li>○ E 33.5列及び E 13.5-N 23.5の実測を行なう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ W 66.5列に N 3.5、N 9.5を設定発掘を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ W 26.5-N 9.5に住居跡の籠が発見される</li> <li>○ E 33.5-N 23.5で住居跡確認</li> <li>○ W 26.5-N 16.5、N 43.5、N 49.5で住居跡確認</li> </ul>

月 日	午 前	午 後	備 考
3日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ W 66.5 列のグリット設定完了、N 33.5 まで発掘を進める</li> <li>○ W 23.5—N 3.5、E 33.5—N 49.5 の実測を行なう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 雨のため作業を中止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 宿舎にてミーティングを行なう</li> <li>○ W 46.5 列の N 9.5、N 49.5 で竈をもった住居を確認</li> </ul>
4日 (土)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ E 33.5 列の N 23.5、N 49.5、W 654—5 列の N 9.5～49.5、W 23.5—N 9.5 を発掘</li> <li>○ E 13.5 列及び W 23.5 列の精査を行なう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発掘作業は午前中の作業を継続</li> <li>○ E 33.5 列を中心に撮影を行なう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ W 66.5 列の発掘作業開始</li> <li>○ W 66.5 列の N 9.5、N 29.5 で住居跡を確認</li> </ul>
5日 (日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ W 66.5 列の N 9.5—49.5、W 86.5 列の N 9.5—16.5、E 33.5 列の N 23.5、N 49.5 の発掘を行なう</li> <li>○ W 23.5 列を中心に実測を行なう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 午前中の作業を継続する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ W 66.5—N 36.5 で住居跡確認</li> </ul>
6日 (月)	作業を休む		
7日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ W 86.5 列の N 3.5—33.5、W 66.5—N 9.5 の発掘開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発掘作業は午前中の作業継続</li> <li>○ W 46.5 列の実測を行なう</li> <li>○ W 66.5 列の撮影を行なう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ W 86.5 列の発掘開始</li> <li>○ W 86.5 列に南北に走る溝確認</li> <li>○ W 86.5—N 29.5 から墓壇発見人骨出土</li> </ul>
8日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ W 86.5 列の N 9.5—36.5、W 106.5 列の N 9.5—16.5 の発掘を行なう</li> <li>○ W 86.5 列、W 106.5 列の撮影を行なう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 午前中の作業を継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ W 106.5 列の発掘開始</li> <li>○ W 106.5 列の N 16.5、N 23.5、N 29.5、N 36.5 で住居跡確認</li> <li>○ W 106.5—N 36.5 の住居跡から文字瓦出土</li> </ul>
9日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ W 106.5 列の N 3.5—36.5、W 86.5—N 36.5 の発掘を行なう</li> <li>○ W 46.5 列の実測を行なう</li> <li>○ W 66.5 列、W 86.5 列の撮影を行なう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 午前中の作業を継続</li> <li>○ W 62.5 列に N 56.5—69.5 のグリットを設ける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ W 146.5 列 W 176.5 列の発掘を開始</li> </ul>
10日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ W 106.5 列の N 3.5—36.5、W 66.5 列の N 56.5—6.5—69.5 を発掘調査</li> <li>○ W 66.5 列を中心に実測を行なう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 午前中の作業を継続</li> <li>○ W 46.5 列の N 56.5—69.5 はグリットを新設し発掘を開始する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>W 46.5 列の N 56.5 及び W 76.5 で住居跡を確認</li> </ul>
11日 (土)	雨天のため野外作業を中止 宿舎にて図面の整理を行なう		
12日 (日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ W 146.5 列の N 3.5 及 9.5、W 176.5 列の N 2.5 及 23.5 を発掘調査</li> <li>○ W 106.5 列を中心に実測を行なう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 午前中の作業を継続する</li> <li>○ W 46.5 列の N 56.5—76.5 を発掘調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 146.5 列の N 3.5、9.5 に住居跡遺構確認</li> <li>○ W 46.5—N 69.5 住居跡確認</li> </ul>
13日 (月)	作業を休む		
14日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ W 176 列の N 2.5、N 23.5、W 46.5 列の N 63.5—73.5、W 66.5—N 3.5、W 93.5 列の S 66.5—86.5 の発掘を行なう</li> <li>○ W 66.5 列の実測を行なう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 午前中の作業を継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ W 93.5 の S 方向列の発掘開始</li> <li>○ W 176.5 列に僧寺と関連すると思われる遺構出現</li> <li>○ W 46.5—N 36.5 住居跡確認</li> </ul>

月 日	午 前	午 後	備 考
15日 (水)	○ W 93.5 列の S 6.5—86.5、 W 126.5 列の S 66.5 S 86 5 の発掘を行なう	○ 午前中の作業を継続 ○ W 93.5 列の S 93.5、S 99. 5、W 126.5 列の S 66.5、S 86.5 の発掘を行なう	○ W 93.5—S 66.5 で住 居跡確認 ○ W 93.5—S 86.5 で住 居跡らしきもの確認 ○ W 126.5—S 53.5 住 居跡確認
16日 (木)	○ W 176.5—N 29.5、W 93.5 列の S 93.5、S 99.5、W 126.5 列の S 53.5~93.5、 W 66.5—N 56.5、W 127.5 —N 36.5 の発掘を行なう	○ 午前中の作業を継続	○ W 66.5 列の S 方向 グ リットの発掘開始
17日 (金)	○ 前日の作業を継続 ○ W 126.5 列 W 86.5 列更に W 46.5 列の実測を行なう	○ 午前中の作業を継続	○ W 66.5—S 99.5 で住 居跡確認
18日 (土)	雨のため作業を休む		
19日 (日)	○ W 153.5 列に S 9.5、S 13. 5、S 19.5 を新設発掘開始 ○ W 66.5 列の S 66.5、S 79.5、W 176.5—S 3.5 の 発掘を行なう	○ 午前中の作業を継続	○ W 150.5 の S 方向列の 発掘開始 ○ W 150.5 の S 方向列に おいて V 字状の溝確認
20日 (月)	作業を休む		
21日 (火)	○ W 86.5 列を中心に実測を 行なう ○ W 176.5—S 3.5、W 153.5 列の S 9.5—19.5 W 66.5 —79.5、W 66.5—N 3.5、 E 23.5 列の S 13.5—53. 55 の発掘を行う	○ 午前中の作業を継続	○ W 66.5—S 79.5 に版 築遺構を発見 ○ E 23.5 S 方向列の発 掘開始 ○ E 23.5—S 13.5 溝状 遺構発見 ○ E 23.5—S 46.5 住居 跡確認 ○ E 23.5—S 53.5 ビッ ト発見古鍛冶跡か
22日 (水)	○ E 23.5 列の S 19.5—53. 5、W 176.5—S 3.5、W 66. 5—S 76.5 の発掘を行なう ○ W 86.5、W 156.5 列を中心 に実測を行なう	○ 午前中の作業を継続	○ E 23.5—S 19.5 溝状 遺構発見 ○ E 23.5 列の S 26.5、 S 33.5、S 46.5、S 53.5 で住居跡確認 ○ W 66.5—S 79.5 のグ リット新設発掘を開始 する
23日 (木)	○ W 176.5—S 3.5、E 23.5 列の S 33.5—46.5、W 66. 5—S 76.5 の発掘を行なう	○ W 66.5 列の S 79.5 S 82. 5 を新設し発掘を開始する ○ 他は午前中の作業を継続	W 66.5—S 79.5 には版 築の遺構確認
24日 (金)	○ E 23.5 列の実測及び精査 を行なう ○ W 66.5 の S 方向列の発掘 を続行	○ 午前中の作業を継続	○ W 66.5—S 76.5 でビ ット検出、人骨が発見 される ○ W 66.5—S 82 に東西 に走る溝を確認、版築 遺構と併行するもので ある
25日 (土)	○ W 176.5—S 3.5、W 66.5 列の S 76.5—82.5 の発掘 を行なう ○ W 66.5 の S 方向列実測を 行なう	○ 午前中の作業を継続	○ W 66.5—S 82 の溝か ら人骨発見又五輪塔の 一部香炉(土製)出土
26日 (日)	○ E 23.5—S 39.5、W 66.5 列の S 76.5—82.5、E 23. 5—S 13.5、W 176.5—S 3.5、W 106.5—N 16.5、E 23.5—S 13.5 の発掘を行 なう	○ 午前中の作業を継続	○ E 23.5 列の S 39.5、 S 29.5 で住居跡確認。 ○ W 66.5—S 79.5 で濠 及び築垣の基礎とみら れる遺構を発見した

月 日	午 前	午 後	備 考
27日 (月)	発掘作業を休む、但し	写真班は撮影を行った	
28日 (火)	○ E 23.5—S 39.5、W 66.5—S 82.5の発掘を行なう ○ 他は実測と撮影を行なう	○ 午前中の作業を継続	○ 作業を5月2日まで延長することに決定 ○ 旭後2時より倶楽部において報告会を行なう
29日 (水)	祝日につき作業を休む		
30日 (木)	○ E 23.5—S 39.5、W 66.5—S 82.5を中心に実測、撮影を行なう ○ 埋めもどしを開始した	○ 埋めもどし作業	○ 4時より倶楽部において慰労会を行なう
5月1日 (金)	○ E 23.5—S 39.5、W 66.5列 S 79.5—82.5の精査を行なう ○ W 106.5—N 23.5の実測と撮影を行なう	○ W 106.5—N 23.5のみ作業を継続 ○ 埋めもどし ○ 諸器材の整理	
2日 (土)	○ W 106.5—N 23.5を埋めもどす ○ 諸器材の点検と収納		現地における一切の作業を終る

## II 遺跡地の位置

### (I) 遺跡地付近の地理

上野国分寺と同尼寺に挟まれた所謂両寺の中間地域は、群馬郡群馬町東国府字村前の地内にある。

まず、この地について概観すれば、この地は、榛名山の東南裾回部で、利根川に程近い傾斜約 $\frac{1}{100}$ の平坦地である。ここより周囲を見渡すと、東北方から北西に更には南方にかけては、赤城、榛名、稻倉等の諸山が程よい位置に並び、更に、その奥には上信越の山々が幾重にもとり囲む、また東方には利根川が東南流してこの地を限り、まさに四神相応の地とみることができるのである。

続いて、なおこの地についてやや詳細に触れると、この地は、行政的には群馬町東部に当り、旧国府村と呼ばれた地域であり、前橋市元総社町並びに総社町はこの東に隣接する。尚これら旧国府村、元総社町及び総社町を中心とする地域は、古くは、群馬郡群馬(クルマ)郷の地であり、古代上野国の政治、文化の一大中心地であったところである。そこで更にこの地の立地状態について触れてみよう。

榛名山の南東斜面には雄大な裾野がやや扇状に展開する。即ち、榛名火山の外輪山の一峰相馬岳から南東方向への傾斜は、標高約650mまでの間は比較的急峻であるが、これを過ぎるとにわかには緩まとなり所謂扇状地形が発達する。この扇状地形は、途中これを横断する県道箕輪—渋川線(標高約210m)の辺りで僅かに傾斜を変換させ、更に南東方面

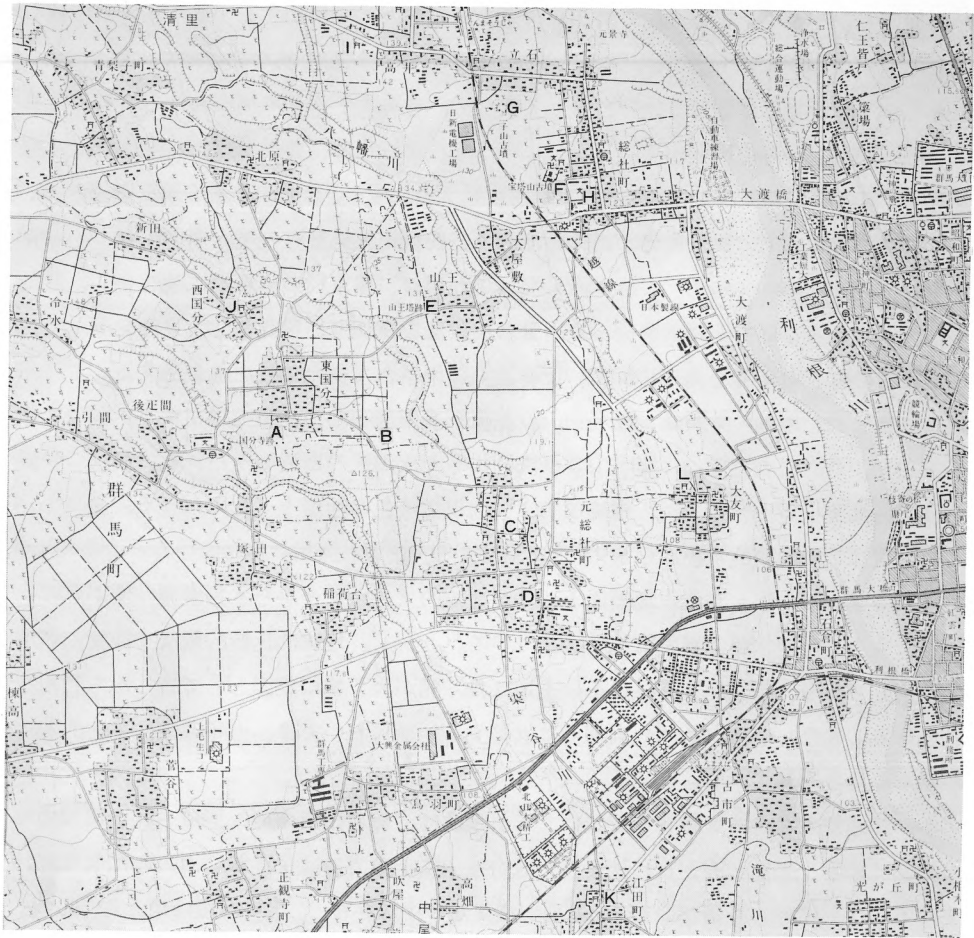
へと展開し、やがて、県道高崎—渋川線付近を扇端部として解消する。また、この地域を流れる河川は、扇頂部付近において源を発し、傾斜変換線付近の湧水を合せて東南流する。しかし、その水量は雨期等を除いて概して少ない。遺跡地を南北両側から挟むように流れるのは、染谷、牛池の両河川であるが、このうち、染谷川は、群馬郡榛東村字中野原に源を発し、旧相馬村の東部を東南流して、群馬町に入り、金古、冷水の集落の南部を過ぎて、引間の北側を東南し、国分両寺の南側を流れて、前橋市元総社町の境を南に流れて、旧新高尾村方面へと流れている。これに対して、牛池川は、榛東村の広馬場に源を発し、群馬町に入れ、金古を経てから西国分、東国分の両部落を横切り、尼寺の北・東側を限って、前橋市総社町との境界を南に流れて、元総社町の南落合で前記染谷川に合流する。この両河川に挟まれた地域の地質は、榛名火山の泥流を基盤層として、粘土層やローム層の堆積がみられ、更にその上部には榛名山及び浅間山等の火山灰の堆積がみられる。尚、この表土は褐色砂壤土を主とするが、扇端部では一部粗粒淡色の沖積土も認められる。従って、この地域はその地質的特色からも、概して排水が良く、また河川に接しているところでも、水量の少ないことと、水位と地表面との差が比較的大きいことから水利灌漑の便が悪く、最近、人為的な用水路が盛んに施設されている。しかし、地味は比較的肥沃で作物の栽培には適しており、標高約 400 m 以下の土地は良く開かれ、特に桑園として古くから利用されている。また、前橋、高崎の両都市に近接する地域においては、近年蔬菜の集約的栽培が盛んに行なわれている。

かかる地理的な条件を背景を背景にして、遺跡は、榛名山東南麓に形成された扇状地の末端部に染谷、牛池の両河川に挟まれた低台地上に、東方には尼寺跡、西方には僧寺跡、北西方には東国分の集落をひかえ、桑園と蔬菜畑の中に存在し、その面積は東西約 300 m、南北約 200 m の約 6 ヘクタールの広大な地域にわたるものである。

## (2) 遺跡地周辺の歴史的環境

遺跡地は既に述べたように国分僧寺・尼寺に挟まれた所謂中間地域であり、僧・尼両寺とは一おう無関係のもののように思えるが、遺跡の性格上ここでは遺跡地を国分寺と同一視し、その歴史的環境について触れることにする。

上野国分寺・尼両寺跡の存在するこの地域は、奈良時代における群馬県の政治・文化の一大中心地であったことは已に周知のとおりであるが、改めて、この地域の歴史的環境に留意してみたい。既に、地理的環境について記したように、榛名山の東南麓の裾回に当たるこの地域は、この恵まれた自然条件によって、極めて古くから人の住むところであったとみられる。即ち、僧・尼両寺跡の在る東国分地内は殆んど全域にわたって土器及び石器の出土が認められる。特に、染谷・牛池両川沿岸の台地からは、縄文土器の破片が比較的多く発見され、中でも国府小学校の南側及び西側の地域、国分僧寺の西方隣接地、北原部落



第一図 遺跡の位置図

- A 国分僧寺    B 国分尼寺    C 総社神社旧地  
 D 国府推定地    E 山王廃寺    F 宝塔山古墳  
 G 総社二子山古墳    H 蛇穴山古墳    I 高井明神  
 J 大奈智明神（推定）    K 鏡明神    L 大友明神

の南牛池川添の地域においては顕著である。縄文式文化に続く弥生文化にいたっては、土器の出土はそう多くはないが、染谷・牛池両河川沿いの台地からは、北関東地方の後期弥生式文化の典型とされている所謂樽式土器がしばしば発見されている。続いて、古墳文化時代になると、古墳そのものの分布は、極く限られた地域のものにしか認められない。即ち、僧・尼両寺に比較的に近接する古墳及び古墳群は、まず北東方向には、国指定史蹟である総社二子山古墳・宝塔山古墳・蛇穴山古墳等を含む所謂総社古墳群がある。他方、西南の方向には、群馬町に菅谷・福島古墳群が、更に南方前橋市鳥羽町には弥勒山古墳がある。しかし、これらの古墳は、何れも僧・尼両寺から、約2 km程離れた位置にあり恰も両寺を

遠くとり巻くように存在する。従って、僧・尼両寺近辺においては、明らかに仏教文化の伝播以前と目される古墳並びにそれと関係あるとみられる遺跡・遺物は認められず注目に値する。ところが、仏教文化の伝播以降の奈良時代にいたると俄然その遺跡及び遺物の量が増し、時代のややくだった土師器、須恵器あるいは施釉陶質土器あるいはまた古瓦等は、特に僧・尼両寺域周辺地域では殆んど全域にわたって発見されており、該当時期におけるこの地域の繁栄の様がうかがえる。また、著名な遺跡としては、国指定史跡である宝塔山古墳並びに蛇穴山古墳がある。この両古墳は、本地域の東北方約2kmの辺りに所在する。宝塔山古墳は、全国的にも珍しい一辺54m、高さ11mの方墳で、中腹部には全長12m41cmの切石、切組積の極めて精巧な横穴式石室が開口し、その玄室部には、脚部にすばらしい「格狭間」の手法が用いられている家型石棺が安置され、仏教文化の影響ある古墳即ち古墳文化から仏教文化への過渡期の古墳として注目される。また、蛇穴山古墳は、羨道部を欠く特種な石室があり、特に玄門の造り出し、玄室の一枚石による周壁及び天井の技法は誠にみごとであり、これらの技法には、後記する山王廃寺出土の石造品の技法にも共通するものがあるといわれ、これまた注目される場所である。何れにしろ、これらの古墳は、古墳といっても、古墳文化の最末期にあたるものであり、奈良時代の初期のものとなされ、国分寺をめぐる歴史的環境として重要な遺跡である。

国分僧・尼両寺と上記宝塔山並びに蛇穴山古墳とのほぼ中間地点、両寺跡から東北方へ約1km程離れた位置には、国指定重要文化財である塔心柱根巻石並びに国指定重要美術品である石製鷲尾を遺す、国指定史跡山王廃寺跡がある。この廃寺は、上記石造品のほか礎石、古瓦、緑釉施釉陶質土器、仏器具等の出土状態から、白鳳文化期のすこぶる大規模な寺院であったことが知られ、前記宝塔山、蛇穴山古墳等を併せて、国分寺創建に先がけて、この地方には極めて有力な豪族がいたとみられる。尚、その豪族は、上毛野氏の一族で伊香保神を祀っていた有馬氏と推定されている。

他方、国分寺建立の直接的背景としては、国府の存在がある。国分寺は、聖武天皇の勅命によって、全国一斉に新規に造立するにいたったとはいえ、実質的には国庁内の仏舎の発展延長であるとみられるし、また、造営の詔勅には、「其れ造塔の寺は兼ねて国華たり、必ず好处を拵び、実に長久なるべし。」とあり、其の占地に当っては、国府の地を遠く離れることはなかったとみられるのである。

ところで、上野国府の所在地は、倭名抄には「上野国、国府在群馬郡……」とあり、国府は群馬郡に在るとされている。また、同じく和名抄の群馬郡についての記載の中には「群馬<sup>久留末国分為東</sup><sub>西二郡府中間</sub>国府」とあり、その位置についての説明がなされている。しかし、この記事では、国府は群馬郡の東部と西部との間に在るという大体の意味はとれるものの、その具体的位置は不明である。そこで、上野国神明帳の郡別による神社の分布をみると、群馬郡之内東郡とされる地域には57社が祀られ、他方、群馬郡之内西郡の地域には65社が祀



られており、その鎮座地を神名及び地名等によって考察し推定すると、東西二郡とそれに挟まれた国府の位置がやや明らかとなる。即ち、国分寺周辺において、東郡に属する神社のうち、そのやや西の限界に近い位置に所在するとみられる神社は、前橋市総社町高井に所在するとみられる高井明神、同市大友町に所在する大友明神、更に、同市江田町に所在する鏡明神である。他方、西部に属する神社のうち、その東の限界に近い位置に所在するとみられる神社としては、群馬町西国分寺薬師廻りの熊野神社とみられる大奈智明神、更には、同町棟高字南八幡街道に所在する駒形神社とされる胸形明神である。そこで、これらの神社を線によって結び、各郡の一応の限界を求めると、何故か国分寺を含む前橋市元総社町の所謂本村と称される地域を中心とする地域は、東西両部に属さない地域としてうきあがってくる。してみるとこの地域こそ、国府の地であり後に府中と呼ばれた地域ではなからうか。従来、上野国府の研究は、近藤義雄氏によって特に進められてきた。氏は国府地推定の資とするために元総社町及びその周辺地域の地名等の詳しい検討を行ない、元総社町とその周辺地域に国府の地を推定してきた。また、上野国府発掘調査委員会（調査部長、尾崎喜左雄）では、考古学的方法によって、上野国府の存在の実証を試みてきた、その結果、元総社地内の市立元総社小学校庭とその北方昌楽寺裏において、三棟の国府に関連するとみられる掘立柱の建築遺構を確認し、その存在を実証したものの、これらの研究においては、いまだ国府の規模、形状等を明らかにするまでにいたっていなかった。しかし、これらの研究を総合すれば、国分寺をへだててそう遠くなく、総社神社に近接する地である前橋市元総社町の本村の地に、上野国府の在ったことはほぼ間違いないことと思われる。

かかる点からみると、遺跡地の南東方向1 km前後の地には、国分寺建立に先がけて、上野国の政庁である国府が造営されており、この地は、その周辺地域としても非常に重要な地域であったと考えられる。

以上要するに、遺跡の所在する地域は、恵まれた自然条件を背景として、極めて古い時期に人間の生活する舞台として開発され以来発展のみちをたどり、特に律令制が確立し国司政治が開始されるや国司の政庁の所在するところとなる一方、所謂白鳳文化期においては有馬氏とみられる在地の有力豪族によって、山王廃寺、宝塔山古墳等誇るべき文化が創造されたのである。そして、くだって天平文化期には、ここが国分寺造営の地として撰ばれる。本地域は、奈良時代前後における本県の文字どおり政治・文化の中心地であったことが伺い知れるのである。

### III 調査の方法

上野国分寺は群馬郡群馬町東国分の地を中心に前橋市元総社町の一部にかけて存在する。この僧寺と尼寺の位置の関係は、上野国分尼寺の調査(昭和44年、県教委)によって、僧寺の東方3町(約327m)を距てて尼寺の所在することが明らかとなった。このことにより、本調査は、特に僧寺と尼寺の中間地域である群馬町東国分字村前の地域を対象として行った。

調査は、その目的と性格にそって、でき得る限り、調査対象の全域にわたらせる必要上トレンチ方式で行った。尚、トレンチ及びその中のグリットの設定は概ね次のように行った。

① 尼寺調査の際に設定したベンチマークを、そのまま西方250mの地点に移動し、本調査のためのベンチマークとした。

② このベンチマークを起点として、東西南北各方向に軸線を設定した。但し、この軸線の北軸は磁北より東へ6度50分ふれるものであった。

③ 各軸線は10m毎に区切り、各軸線によって挟まれた地域は、座標式に呼称することにした。

④ 即ち、N軸線10mとE軸線10mに挟まれた10m平方の地域は、その最大の座標点であるN10m、E10mをとって、N10—E10区と呼称した。

⑤ しかし、実際に発掘するに当っては、10m四方の地域を一単位としながらも、作業上の便宜を考慮して、その周囲を50cmづつとって、正味9m四方の地域をとり調査の対象とした。

⑥ よって、今回の各トレンチにおけるグリットは、原則的には9m四方の地域を井字状に分割して、3m四方の地域とし、これを1グリットとした。

⑦ 各グリットの呼称も、やはり座標式を採用し、例えば、N10—E10区の中央部分、即ち、N軸線の3.5mから6.5、E軸線の3.5mから6.5mのグリットは、その最大表示であるN6.5m、E6.5mをとって、N6.5—E6.5と呼称した。

⑧ トレンチは、合せて、南北方向に15列とほかに1箇所設定したが、特に北半分の地域を重点的にとりあげ、各列は原則的に20m間隔とし、各トレンチ内のグリットは、原則的に一つ置きに設定した。

⑨ 尚、トレンチの呼称は、整理の段階で便宜上、北半分の地域に位置するものは東からA、B、C……とし、最も西に位置するものをJとした。又、南半分の地域に位置するものは西から漸次K、L……とし、最も東にあるものをOとし北半分の地域については南から北へ、北半分の地域については北から南へトレンチ毎に通し番号を付して、わかり易



第二図 発掘グリッド位置図

くした。

以上により、今回の調査において、最も東方に位置したAトレンチはE 33.5 (E方向B、Mより30 m 50 cmから同じく33 m 50 cm)の列で、これは推定される尼寺寺域の西の限界から西方へ約113 mの位置に当る。他方、最も西に位置するJトレンチは、W 176.5 (W方向へB、Mから173 m 50 cmから176 m 50 cm)の列で、これは推定される僧寺寺域の東限界から僅かに1 m 50 cmの位置に当り、この東西間隔は約212 mにわたった。尚、もっとも北方に位置するグリットは、EトレンチのN 76.5 (N方向へB、Mから73 m 50 cmから76 m 50 cm)であり、また最も南方に位置するものはMトレンチのS 99.5 (S方向へB、Mから96 m 50 cmから99 m 50 cm)であり、この南北間の距離は173 mにわたった。よって、調査対象の地域は非常に広大であったが、東方部分の一部を除いて、発掘調査の可能な範囲においては、満足とは言えないまでも一おう全地域を網羅することができた。

調査はまた僧寺・尼寺の寺域からはずれた中間地域であったため、如何にこの地域において発見される遺構や遺物を国分寺と関連づけていくかは当初から問題であったが、このことについては地層的な検討の方法を試みた。この方法を採用するに当っては、次に記すような標準的地層を確認し、これを基本とした。

地層名 (層序)	特 徴		備 考
	色 調	土 質	
第Ⅰ層	灰褐色	細かい浮石を含むざざした土	表土及耕作土 (Aスコリアを含む)
第Ⅱ層	黒褐色	あらい砂状粒子からなりさらさらした土	砂状粒子は浅間山 Bスコリアで1281年堆積
第Ⅲ層	褐色	比較的大粒の浮石とロームブロック、焼土等を含む粘質土	大粒の浮石は榛名山 ニッ岳噴出のもの7世紀初頭堆積
第Ⅳ層	黒色	粒子のあらい浮石層	浅間山Cスコリア層 4C初頭堆積
第Ⅴ層	暗褐色	粘着性があり、しまっている微細な粒子を含む	
第Ⅵ層	A	黄褐色	所謂ローム層で地点によって、AあるいはB、となつてあらわれる
	B	白褐色	
第Ⅶ層	茶褐色	硬質の粘土層	地山

表中、第Ⅰ層は天明3年(1783年)の浅間山噴火の際の火山灰を含んでいる。従って、上記の特徴が現われたものと考えられる。しかし、火山灰の層状の堆積は認められず、耕作による攪乱は顕著である。第Ⅱ層は、1281年浅間山の噴火の際に噴出し降下堆積したBスコリアからなるもので、層中にはかなりの純粋な火山灰が縞状に認められる個所もある。従って、この第Ⅱ層をもって、1281年以前とそれ以降の堆積を別けることができる。第Ⅲ層中に認められる浮石は、西暦610年前後に堆積したものと推定される榛名山二ツ岳噴火の際に噴出したものと考えられる。よって、この層の形成は610年を中心とした時期とみられ、そこに含まれるロームのブロック及び焼土等は、その時期における人為的痕跡とみることができる。第Ⅳ層は4世紀初頭に噴出し堆積したとみられるかなり純粋な浅間山の火山灰層である。よって、この層をもって、4世紀初頭以前と以後の堆積を分けることができる。第Ⅴ層は所謂ローム層への漸移層に相当するものである。第Ⅵ層は地点によってAあるいはBの様相を呈するが、これは堆積箇所との条件の違いによるものであって、一括してローム層と呼ぶことが妥当と思われる。第Ⅶ層は、所謂地山とみられるものであって、非常に硬質の砂層である。

以上の標準的地層に対して、今回の調査においては、特に第Ⅱ層、第Ⅲ層及び第Ⅳ層を重視した。勿論、第Ⅴ層以下についても、これを全く無視した訳ではないが、本地域において、特に今回の調査では第Ⅴ層以下では遺構及び遺物の検出はなされなかったこともあって、上記地層の検討に中心が置かれた訳である。記すまでもなく、上野国分寺の創建は749年頃と推定され、そのかい滅は平安時代末期かあるいは鎌倉時代の初めと考えられる。よって、これが地層への現われは、第Ⅳ層よりは上層、第Ⅱ層よりは下層となり、特に第Ⅲ層は国分寺存続の時代に該当する層とみることができる。従って、第Ⅱ層に覆われている地表面、第Ⅲ層中の異状の有無、あるいは第Ⅳ層への掘り込み等に特に着目し、国分寺に関連するとみられる遺構及び遺物の検出に努めた。

## Ⅳ 遺 構

本調査において発見され調査された、各グリット内における遺構の状態はおおよそ次のとおりであった。

グリットの 呼称	位 置		各グリット内の遺構の状態	備 考
	E. W	S. N		
A-1	E 33. 5	N 3. 5	東一西方向に走る大規模な溝を確認。その掘込み面はBスコリアより上面である。	大規模な溝

A-2	〃	N 9.5	Cスコリア層上面に褐色土層に覆われて、北西から南東方向にかけてやや曲線的にロームのブロックが並列して認められた。	ロームブロックの配列
A-3	〃	N 16.5	細い溝状遺構が二本並行して、南西から北東方向にかけて認められた。この切込みは褐色土層中でCスコリア層を切っていた。	溝状の遺構
A-4	〃	N 23.5	壁溝をめぐらず堅穴住居跡確認。周りの原地表面とみられるところにロームのブロックが2箇所確認	住居跡
A-5	〃	N 29.5	Cスコリア層の上面、褐色土層に覆われて、ロームのブロックが北西から南東方向にかけて並列して認められた。	ロームブロックの配列
A-6	〃	N 36.5	特に記すものなし	
A-7	〃	N 43.5	かたい床面をもつ堅穴住居跡を確認、柱穴とみられるものも3箇所確認された。	住居跡
A-8	〃	N 49.5	住居跡の痕跡とみられる床状の部分を検出。しかし、地層が既に攪乱されているため実態は不明	住居跡か
B-1	E 13.5	N 3.5	東-西方向に走る大規模な溝(A-1と同じもの)と、これに直交する形で細い溝状遺構確認。大規模の溝の埋没土中にも認められる。	溝
B-2	〃	N 9.5	越-北方向に小規模の溝状遺構(B-1と同じもの)	溝
B-3	〃	N 16.5	Cスコリア層の下部にビット状の遺構を認む。但し、性格不明、Bスコリア層の下層褐色土層中に水に洗われた砂層がレンズ状に堆積性格不明	ビット状遺構等
B-4	〃	N 23.5	ビット状遺構を認める、切込み面は褐色土層中とみられる。埋没土中には瓦の破片もみられる。	ビット状遺構
B-5	〃	N 29.5	ビット状遺構を確認、切込み面は褐色土層中とみられる。埋没土中に瓦の破片もみられる。	ビット状遺構
B-6	〃	N 36.5	特に記すことなし。但し地層の堆積が非常にきれいいためこの地層をもって標準地層とした。	標準地層
B-7	〃	N 43.5	特に記すことなし。	
B-8	〃	N 49.5	褐色土層の下部、Cスコリア層の土部に焼土、灰、ロームブロックがみられる。	焼土等
C-1	W 26.5	N 3.5	東-西方向に大規模な溝出現(A-1、B-1と同じもの)、これと交るよう南北方向に小規模の溝状遺構、耕作土中より掘り込まれているのを確認。	溝
C-2	〃	N 13.5	住居跡の東部分の一部出現切込み面は褐色土層中から確認される。南-北方向に小規模の溝状遺構出現(C-1と同じもの)	住居跡溝
C-3	〃	N 19.5	住居跡の北東隅出現、柱穴とみられるものも確認される。南-北に小規模の溝状遺構出現(C-1、C-2と同じもの)	住居跡溝
C-4	〃	N 26.5	住居跡の北東隅出現、また南-北方向に小規模の溝状遺構出現。	住居跡溝
C-5	〃	N 33.5	住居跡の西南隅出現、床面はかなりかたく良好。	住居跡

C-6	〃	N 39.5	特に遺構らしきものは認められず、但し蜂巢石（縄文文化）発見。	
D	W 31.5	S 2.5	東一西方向に走る大規模な溝（A-1、B-1、C-1と同じもの）確認、幅は約5m深さは地表面より2m30cmである。	溝
E-1	W 46.5	N 3.5	Cスコリア層上面の東及び北の切断面にロームのブロック確認。	ロームブロック
E-2	〃	N 9.5	住居跡の南東隅出現、南壁より竈あり、竈の中その周辺からは多数の土器出土、芋穴とみられるピット出現。	住居跡
E-3	〃	N 16.5	住居跡2戸出現、うち1戸はその北端部、他は北西隅の部分であり、一部分重複している。	住居跡
E-4	〃	N 23.5	特に目立つ遺構なし。	
E-5	〃	N 29.5	住居跡確認、その床面を切って新しい時期の方形ピットが掘られている。	住居跡ピット
E-6	〃	N 36.5	南一北方に細い溝状遺構、耕作土より掘り込まれており新しいとみられる。	溝
E-7	〃	N 43.5	住居跡の北西隅の一部出現、床面は張床となっている。南一北方向に細い溝状遺構（E-6と同じもの）	住居跡溝
E-8	〃	N 49.5	住居跡南西隅の一部出現、床面は張床となっている。E-7の住居跡と同一のものか、別に軒丸瓦を利用した竈が発見された。	住居跡
E-9	〃	N 56.5	住居跡2戸が重複して出現、古い方はその西側を出現させ、新しい方は東南隅の一部を出現させた。この南東隅には瓦使用の竈が発見された。	住居跡
E-10	〃	N 63.5	住居跡らしき部分が認められたが、実態は明らかでない。	住居跡か
E-11	〃	N 69.5	東部分からピットが認められたが性格不明新しいとみられる。	ピット
E-12	〃	N 76.5	住居跡の北東隅の一部出現、床面はあまり明瞭ではないが竈の痕跡あり。	住居跡
F-1	W 66.5	N 3.5	Cスコリア層上面にロームのブロック点在、耕作土中から掘り込んだ長方形のピット出現	ロームブロック ピット
F-2	〃	N 9.5	住居跡の北東隅出現、細い壁柱穴が認められた。住居跡周囲の原地表面とみられるところからはロームのブロックが認められる。	住居跡
F-3	〃	N 16.5	Cスコリア層の下層にピット状の遺構が確認されたが性格不明	ピット
F-4	〃	N 23.5	特になし	
F-5	〃	N 29.5	褐色土層の下、Cスコリア層の上面から焼土が認められた。	焼土
F-6	〃	N 36.5	特になし	

F-7	〃	N 43.5	住居跡の北端部出現、柱穴とみられるビットが3個確認された。	住居跡
F-8	〃	N 49.5	南-北方向に走る細い溝状遺構確認、掘込み面は耕作土中とみられ新しいものとみられる。又、これに接して長方形のビット出現、やや古いものか	溝、ビット
F-9	〃	N 56.5	南-北方向に2本の溝状遺構確認、内1本はF-8と同じものとみられる。他は細長、芋穴のようにみえる。	溝
F-10	〃	N 63.5	畑地灌漑のヒーユム管設置、遺構は不明	
F-11	〃	N 69.5	並行する2本の細い溝状遺構確認何れも新しいものとみられる。 緑泥片岩の板碑の破片発見	溝
G-1	W 86.5	N 3.5	比較的大規模な溝が南-北方向に走るを確認、切込み面はCスコリア層において確認したが実際にはそれより上層とみられる。東側切込み面は溝状の遺構出現、中から須恵器発見	溝
G-2	〃	N 9.5	G-1の溝と同一のものを確認	溝
G-3	〃	N 16.5	G-1、2の溝と同一のものを確認、その掘込みは砥色土層の土面で耕作土中になっているらしい。溝の側面には張壁状の部分あり。	溝
G-4	〃	N 23.5	G-1、2、3、と同じ溝確認	溝
G-5	〃	N 29.5	G-1、2、3、4の溝と同じ溝確認、溝に寄せて方形の墓壇あり人骨が発見された	溝墓壇
G-6	〃	N 36.5	G-1、2、3、4、5と同一の溝確認	溝
H-1	W 106.5	N 3.5	東-西方向に相接して2本の溝が認められ、埋没土からやや古いものとみられる。2本の溝に重なって墓壇らしきものも確認された	溝、墓壇?
H-2	〃	N 9.5	スリ針状のビットが認められたが新しいものとみられる	ビット
H-3	〃	N 16.5	住居跡2戸が重複して確認された。古い方はその東端部で土器が出土した。新しい方は、その南東隅で鉄製切削工具、砥石が出土した	住居跡 切削工具
H-4	〃	N 23.5	床面の状態から住居跡が少なくとも3戸重複しているものとみられる。但しその規模、形状は重複のため不明。焼土の部分もあり竈跡とみられる	住居跡
H-5	〃	N 29.5	住居跡2戸あり、内1戸は住居の東南隅で、柱穴とみられるビットも認められる。又鬼瓦片も出土、付近には焼土も認められた。他は住居の北西部の一部とみられる。	住居跡 鬼瓦
H-6	〃	N 36.5	住居跡あり、床面上に平瓦2枚を組合せた遺構あり、うち1枚の瓦には「庭」の字が認められた。又平瓦を使ったビットも認められた。他に土器多数出土した。	住居跡 文字瓦
I-1	W 146.5	N 3.5	住居跡の床面らしき部分が確認された。又その部分に石組ビット状遺構が認められたが性格は不明。東-西方向に走る溝状遺構も確認された。	住居跡 溝?
I-2	〃	N 9.5	住居跡の北西隅とみられる部分を確認、他に方形のビットも認められたが性格は不明	住居跡 ビット
J-1	W 176.5	S 2.5	礎石とみられる石が発見されたが、周囲の状態から既に移動したものとみられる。特に遺構は確認されなかったが、土木工事の痕跡あり	礎石



J-2	〃	N 2.0	住居跡らしき落込みあり、柱穴らしきピットも認められたが不明	住居跡？
J-3	〃	N 23.5	溝状遺構あり、これを起点として北方へ伸るらしい。地ならしによって掘り窪められた部分があり、土器片が多数発見された。	溝？
J-4	〃	N 29.5	地ならしされ、やや窪んだ部分あり、柱穴状のピットも5個確認された。内3個は方形で一定の方向性をもつ。土器多数出土	
K-1	W 150.5	S 9.5	南-北方向に走るV字状の溝出現これを切って、方形ピット、溝状遺構も確認されたがこれらは新しいらしい。	溝
K-2	〃	S 13.5	K-1で発見されたV字状の溝と同一の溝確認。溝の周囲には自然石が散乱。	溝
K-3	〃	S 19.5	K-1, 2と同じ溝を確認	溝
L-1	W 126.5	S 53.5	住居跡の北西部分出現、床面は堅い部分と柔い部分に区分される。柱穴とみられる2個のピットも確認された。	住居跡
L-2	〃	S 66.5	耕作のためローム層まで攪乱、遺構検出されず	
L-3	〃	S 86.5	上に同じ	
L-4	〃	S 99.5	耕作のためローム層まで攪乱、遺構検出されず。縄文の小型土器を発見	
M-1	W 93.5	S 66.5	住居跡らしき痕跡あり、溝状の遺構もあって南-北方向に走るとみられる。	住居跡？ 溝？
M-2	〃	S 73.5	地層攪乱甚だしく、特に遺構検出されず	
M-3	〃	S 79.5	住居らしき部分が認められるが、地層攪乱され不明。東-西方向と南-北方向の2つの溝が認められたが、東-西方向のものは新しいとみられる	住居跡？ 溝
M-4	〃	S 86.5	やや南北方向に溝状の遺構が認められたが、耕作土より切込まれ新しいとみられる。	溝
M-5	〃	S 93.5	ロームのブロック混りの土が盛上り、土手状の遺構が南-北方向に認められる。ピットも3個程認められ、内1つは土手状の部分にある。	土手状の盛上り
M-6	〃	S 99.5	耕作のためローム層まで攪乱、遺構検出されず	
N-1	W 66.5	S 66.5	特に遺構らしきものなし。耕作土中より「東院」の墨書銘のある土器片出土	
N-2	〃	S 76.5	版築手法のみられる道路状の部分が東-西方向に走る。その北縁に接しては墓壙が5箇所あり、墓地とみられる部分がある。南側にはすこぶる大規模な溝があり、道路状の部分と並行して走る。道路状部分溝とは、同一の遺構で、建物を囲む濠及び築垣の基礎とみられ、奈良時代のものとみられる。墓は中世のものとみられるが溝中にも人骨、墓石、香炉等が認められた。	濠及び築垣の基礎とみられる遺構。 墓
N-3	〃	S 79.5		
	W 63.5	S 79.5		
N-4	W 66.5	S 82.5		

N-5	〃	S 93.5	北西-東南にかけて並行する、2本の溝の痕跡がある。ローム層上面まで堆積土がぬかれ、硬い砂質の面が認められる。	溝?
N-6	〃	S 99.5	住居跡西南隅の一部が現出。柱穴とみられるピットあり、瓦片の出土もみられる。	住居跡
O-1	W 23.5	S 13.5	Bスコリア以前と以後の少なくとも2度にわたって改修された、断面V字状の溝が確認された。	溝
O-2	〃	S 19.5	東-西方向に走る溝あり。埋没土からかなり古い時期のものともみられる。別にピットあり時期、性格不明	溝 ピット?
O-3	〃	S 26.5	ピットが4個発見された。内、方形のもの3個他は円形である。埋没土は攪乱され、時期、性格不明	ピット
O-4	〃	S 33.5	住居跡を確認、竈の跡も認められた。	住居跡
O-5	〃	S 39.5	住居跡2戸が重複して確認され、柱穴も2個認められた。他に青磁片、巴瓦破片も出土し、中世の遺構とみられるピットも発見された。	住居跡青磁片 巴瓦
O-6	〃	S 46.5	深い円形のピットを確認、性格、時期不明	ピット
O-7	〃	S 54.5	住居跡の北壁に接続して、方形のピットあり。鉄屑、焼土等出土小鍛冶の跡か	住居跡及 小鍛冶跡か

以上の諸遺構を整理すると次のようにまとめることができる。

1. 濠及び築垣の基礎とみられる遺構。
2. 竪穴住居跡
3. 溝及び溝状遺構
4. 墓壇群
5. その他の遺構

これらの諸遺構は、何れもトレンチのグリットの中で確認されたものである。従って、墓壇等二・三のものを除いて、全貌をあらわしたものはない。よって、これらの性格について、あるいは規模・形状について明らかになったものは殆んどない状態である。かかる状態の中で、これら諸遺構について触れるのは甚だ危険であるし、事実を実証するに困難さを感じる。しかし、これらのことは、今後本格的な調査が実施されれば、必ずや解決されるものである。よって、今は遺構としては不完全なものばかりであるが、本調査の趣旨と目的にそって、調査によって把握した事実と、それについての簡単な考察を記すことにする。尚、これら遺構についての最終的な結論は、後日の調査に待つことにしたい。

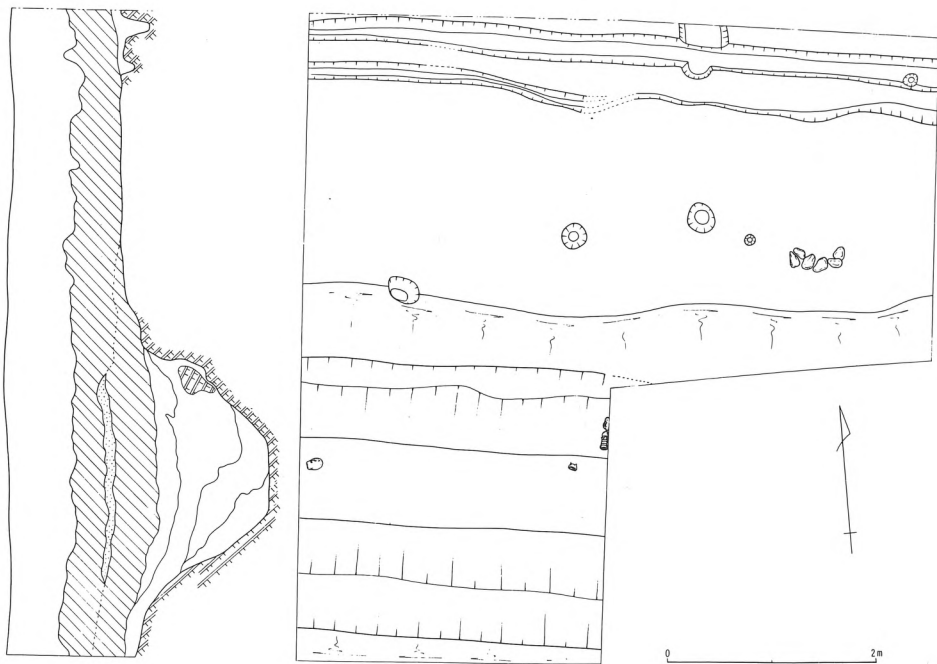
#### (1) 濠及び築垣の基礎とみられる遺構

僧寺の東限界から118 m、尼寺の西限界から209 mの地点を中心とした、僧寺側に偏し、しかも本調査地域においては南に寄った部分(W 66.5—S 79.5付近)から築垣の基礎と

みられる遺構が発見された。この遺構は、ローム層上面までの積土を一たん除去し、それを遺構面としたもので、現時点においては次のようなもので捕えることができる。

- ① 道路状に堅くつき固めた部分
- ② ①の南側に沿う大規模な溝
- ③ ①の北側に認められる二条の側溝状の細い溝

これらは、ほぼ東西方向に走向する。道路状に堅くつき固めた部分は、幅は（南北長）1 m 50 cm、長さ（東西長）は6 mまで確認したがそれ以上は不明であり、かなり続くものと予想される。この構築法は、南北切断面においてみると、まずローム層の面を皿状に最も深いところで約20 cm程掘り窪め、そこへ、他の土をもってきて、版築状に数段にわたって積重ね、その上面をローム混りの土をもって非常に堅くつき固めたものであって、まるで舗装道路を想わせるものである。この南側に沿う溝状の遺構は、まだその全貌は明らかではないが、調査された範囲からみると、その上幅（南北長）は約2 m 50 cm、下幅は80 cm、深さは道路状遺構の上面からは1 m 50 cmあり、かなりの規模の溝であることがわかる。尚、この切断面にみる形状は、逆台形を呈する。長さ（東西長）は3 mまでは確認したが、おそらく、前記道路状の部分と相前後するものと考えられる。この構築法は、北側の掘り込み面は、明らかに道路状部分の南肩にあり、そこから掘り込まれたことは確実であり、両者は、構築の面からも相互に密接な関係のあることは明らかであり、同一の遺構として理



第三図 濠及び築垣の基礎とみられる遺構の実測図

解される。尚、南側の掘り込み面は未確認である。道路状の遺構を挟んでその北側にある二条の側溝状の細い溝は、道路状部分に沿って並列するが、その北側の方は、上幅（南北長）20 cm、下幅10～15 cm、深さ約20 cmで非常にしっかりと掘り込まれている。これに対して、南側の方は、上幅は約6 cm、深さ15 cm前後のほぼV字状の掘り込みで、その掘り込みはあいまいで統一性がない。しかし、これら二本の溝も、構築の面からみると、明らかに道路状部分と連繋しており、同一の遺構とみられる。

ところで、これらの部分からなるこの遺構の構築された時期であるが、おおよそ次の事が考えられる。

①、本遺構は後記する中世（室町期か）墓塚群と重複する。よって、本遺構がその機能を失ったのは、遅くとも中世室町期以前のことと考えられる。

②、道路状部分には、明らかに版築の手法が認められる。これは、国分寺とみられる手法と同一である。

③ 大規模な溝の東西中軸線は、僧寺城南辺の東方延長線から丁度10間（約18 m）北に寄せた線に一致する。両者の走向も一致し、国分寺造営の計画と密接な関係があったものと推定される。

よって本遺構は、次に記す性格並びに機能等からしても、古代社会のものとみられ、特に国分僧寺とは深い関係のあったものと推察することができる。

続いて、本遺構の性格並びに機能についてみるに、本遺構が極めて、大規模な遺構とみられるにもかかわらず、調査された範囲は甚だ局部的であり、従って、何んとも決し難いものがあり、今後更に調査の範囲を拡張し、究明しなければならないが、現在までに次のように考えられてきた。まず調査時においては、その中心的遺構である道路状部分に注目し、それがあまりにも舗装道路を想わせるものがあったこと、更に、その走向が、西は僧寺方向に、東は尼寺方向であったため、僧・尼寺を結ぶ道路ではないかとみたこともあった。しかし、其の後に於いて、この道路状部分は単独の遺構ではなく、この南側に接する大規模な溝状遺構、北側に並列する二本の小規模な側溝状遺構、更には、その後において確認されたことであるが、これらの遺構の北側には、遺構面と同一の面が、僅かな段をもって更に北方に広がる傾何れも認められる等、本遺構は、幾つかの部分によって組合される、比較的幅に広がりをもつものであることが判明した。従って、この性格や機能について総合的に考察する必要があり、かかる観点からすると、本遺構は、この北方に中心部を置くある種の遺跡の南端部の一部分であり、道路状部分は、大規模な溝との関連等から、土塀あるいは土塁の基礎ではなかろうか。九条家本延喜式裏書の文書に、上野国分寺に関して、「築垣一廻、四面二町」とあり、土塀のあったことが記されている。また、伊豆国分寺においては、土塀の一部が検出されたと言われるし、伯耆国分寺等においては、濠に沿って土塁のあることが報告されている。従って、本遺構が国分寺特に僧寺と深い関係のある

ものであれば、かかる遺構の存在を推定することも、あながち無理なこととは考えられない。加えて、本調査において発見された遺物の中に、「東院」と墨書された須恵質の皿形土器の破片があり極めて注目される。言うまでもなく、この文字は、その土器の所属を表現するものであり、従って、東院なる建築物の存在を証拠づけるのみみられるが、この出土地は、発見された遺構から西南方へ約 30 m のところであり、本遺構が更に拡大される見通しからすれば、遺構と土器の出土地点は至近距離となり、両者の関連は殆んど確実とみられる。

よって、本遺構は、遺物の面からも、ある種の建築物を囲繞する溝と土塀の基礎の一部とみられ、その建築物は東院と称され国分僧寺と非常に関連のあるものかも知れない。

## (2) 竪穴住居跡

本調査において、明らかに住居跡とみられるものは 32 戸、他に住居跡らしき遺構を 6 箇所、合せて 38 の竪穴住居跡あるいは住居跡らしきものを発見調査した。いま、これらについて、その概要を記すと次のようになる。

No.	グリット名	位置	住居の概要							遺物	備考
			形状	規模	方位	床面の状況	穴	壁溝	竈		
1	A-4	E 33.5 N 23.5	方?	P 不明 H 35 cm	N-18°E	良好	不明	上幅 30 cm	有 位置不明	瓦	
2	A-7	E 33.5 N 43.5	方?	P 不明 H 40 cm?	N-0°E	良好	3個 確認	無	未確認	土器	
3	A-8	E 33.5 N 49.5	不明	不明	不明	張床らしきものあり	らしきもの1個 確認	未確認	未確認		住居跡か
4	C-2	W 26.5 N 13.5	方?	不明	N-10°E	良好	1個 確認	無	未確認	土器	
5	C-3	W 26.5 N 19.5	方? (隅丸)	P 不明 H 45 cm?	N-10°E	不良	1個 確認	無	未確認		
6	C-4	W 26.5 N 26.5	方? (隅丸)	P 不明 H 40 cm?	N-10°E	やや不良	未確認	無	未確認		
7	C-5	W 26.5 N 33.5	方? (隅丸)	P 不明 H 50 cm?	N-10°E	張床良好	未確認	無	未確認		
8	E-2	W 46.5 N 9.5	方?	P 不明 H 50 cm?	N-20°E	良好	未確認	無	瓦使用の粘土竈	土器多数	竈の保存が良くその中から土器多数出土
9	E-3	W 46.5 N 16.5	方? (隅丸)	P 不明 H 60 cm?	N-20°E	良好	未確認	無	未確認	瓦	
10	〃	W 46.5 N 16.5	方?	P 不明 H 60 cm?	N-18°E	良好	未確認	無	未確認		

11	E-5	W 46.5 N 29.5	方?	P 不明 H 30 cm?	N-10°E	良好	未確認	無	未確認	瓦片散乱	No. 12 (E-8)の住居と同一のものか
12	E 7	W 46.5 N 43.5	方?	P 580 cm H 30 cm?	N-15°E	張床良好	1個確認	無	未確認	土器	
13	E-8	W 46.5 N 49.5	不明	不明	N-0°	不明	未確認	未確認	瓦使用の粘土竈	軒丸瓦蓮華文)	
14	E-9	W 46.5 N 56.5	方?	P 不明 H 40 cm?	N-10°E	良好	未確認	無	未確認	土器瓦片鉄器	
15	"	"	方?	不明	N-20°E	良好	らしきもの1個確認	無	瓦使用の粘土竈		
16	E-10	W 46.5 N 63.5	不明	不明 H 50 cm?	不明	やや不良	未確認	無	未確認		住居跡か
17	E-12	W 46.5 N 76.5	方	P 不明 H 30 cm?	N-17°W	不良	未確認	無	痕跡	瓦片鉄片	
18	F-2	W 66.5 N 9.5	方? (隅丸)	P 不明 H 35 cm?	N-12°E	良好	未確認	壁柱穴あり	未確認		
19	F-7	W 66.5 N 43.5	方?	P 不明 H 45 cm?	N-0°N	良好	3個確認	無	未確認	銅製鉸具	
20	H-3	W 106.5 N 16.5	方?	P 不明 H 15 cm以上	N-10°E	良好	未確認	無	未確認	土器多数	
21	"	"	方?	P 不明 H 25 cm以上	N 10°E	良好	らしきもの1個確認	無	未確認	切削工具(製鉄製砥石)	
22	H-4	W 106.5 N 23.5	不明	不明	不明	一部張床不良	不明	不明	不明		
23	"	"	不明	不明	不明	やや良好	らしきもの1個確認	不明	痕跡	土器	
24	"	"	不明	不明	不明	一部良好	不明	不明	不明	土器片	
25	H-5	W 106.5 N 29.5	方	P 250 cm H 15 cm以上	N-15°W	良好	らしきもの2個確認	無	痕跡	鬼瓦片土器片	
26	"	"	方	P 不明 H 20 cm以上	N-0°	良好	無	無	未確認		
27	H-6	W 106.5 N 36.5	方?	P 不明 H 15 cm以上	N-8°E	良好	らしきもの1個確認	無	未確認	文字瓦土器多数	
28	I-1	W 146.5 N 3.5	方?	P 不明 H 20 cm以上	N-15°E	不明	未確認	無	未確認		住居跡か
29	I-2	W 146.5 N 9.5	方	P 不明 H 10 cm以上	N-15°E	良好	未確認	無	未確認		
30	J-2	W 176.5 N 2.0	方?	P 不明 H 10 cm以上	N-5°E	不明	未確認	無	未確認		住居跡か

31	L-1	W 126.5 S 53.5	方	不明	N-5°E	良好	2個 確認	無	未確認	土器片 瓦片多数 鉄器	床面に堅い 部分と柔い 部分があり、 明瞭に区別 される
32	M-1	W 93.5	不明	不明	N-10°E	傾斜あり やや不良	不明	不明	未確認		住居跡か
33	M-3	W 93.5 S 79.5	不明	P 不明 H 50 cm?	不明	不良	らしき もの1 個確認	無	不明		住居跡か
34	N-6	W 66.5 S 99.5	方? (隅丸)	P 不明 H 40 cm?	N-7°E	やや良好	1個 確認	無	未確認		
35	O-4	W 23.5 S 33.5	方	P 不明 H 50 cm?	N-45°E	良好	無	無	瓦使用 粘土竈	鉄器	
36	O-5	W 23.5 S 39.5	方	不明	N-+ 2°E	良好	1個 確認	有	未確認	土器片	
37	"	"	方	P 不明 H 40 cm?	N-7°E	良好	1個 確認	無	痕跡	土器片 瓦片	
38	O-7	W 23.5 S 54.5	方	P 不明 H 30 cm 以上	N-10°E	良好	未確認	無	未確認	鉄屑 土器 瓦	製鉄跡か

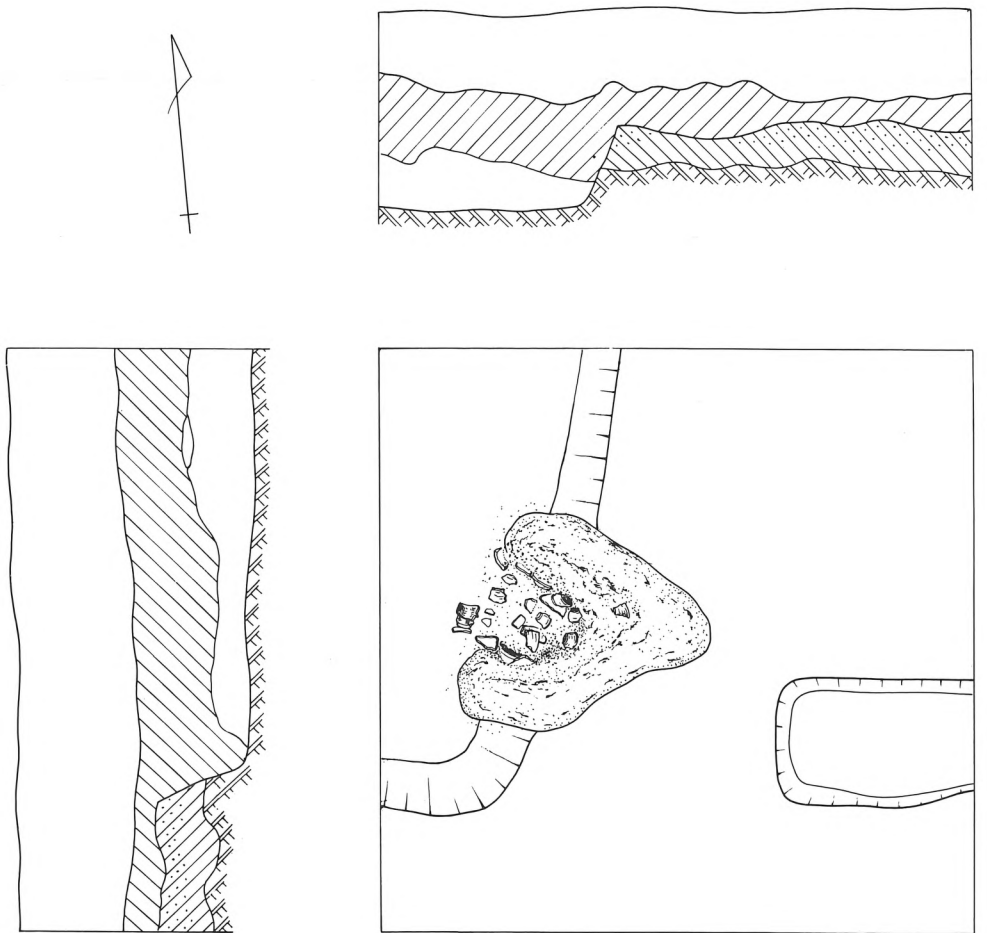
註 表中 住居跡の概要の規模でPはプランの略で一辺の大きさをさす。又Hは壁高を意味する。

これら、住居跡及び住居跡らしきのは、前にも記したように、限られたグリット内において確認したものであるから、その形状や規模についても明らかにされたものは殆んどない。まして、住居跡内の諸施設等については未確認のものが多く明らかでない。又、その数についても、言うまでもなく、これが本地域における竪穴住居跡の総てではなく、傾向を示すに過ぎない。従って、今後本格的な調査を実施すれば、これら住居跡の性格や特徴は更に明確化し、その数も増加するものと思われるが、現時点においては、現在までに判明した事について要約することにする。

まず最初に、これら住居跡の時期であるが次のようなことを考えることができる。

- ① 個々の住居跡の形状・模及び竈等内部の施設に共通性が認められる。
- ② その在り方は、一定の地域に集中する傾向がある。
- ③ 住居跡内において発見される諸土器の様相はほぼ一致し、ある一時期（一形式）にまとめることができる。
- ④ ほとんどの住居跡の床面あるいは埋設土中から、所謂国分寺瓦が発見される。

以上のことなどのことから、これらの竪穴住居跡は、ある一時期にまとめることができ、その時期は、住居の特徴、出土土器あるいは国分寺瓦等の関係から8世紀の後半から9世紀にかけてのものとして推定することができる。続いて、住居跡そのものについて、特徴的なことについて触れると、まず、その形状及び規模についてみると、床面の平面形は、数例の隅丸方形を除くと、他は、一般的にみられる形であって特異なものではない。しかし、その規模についてみると、一辺の長さは5 m前後と推定されるものが多く、また、竪穴と



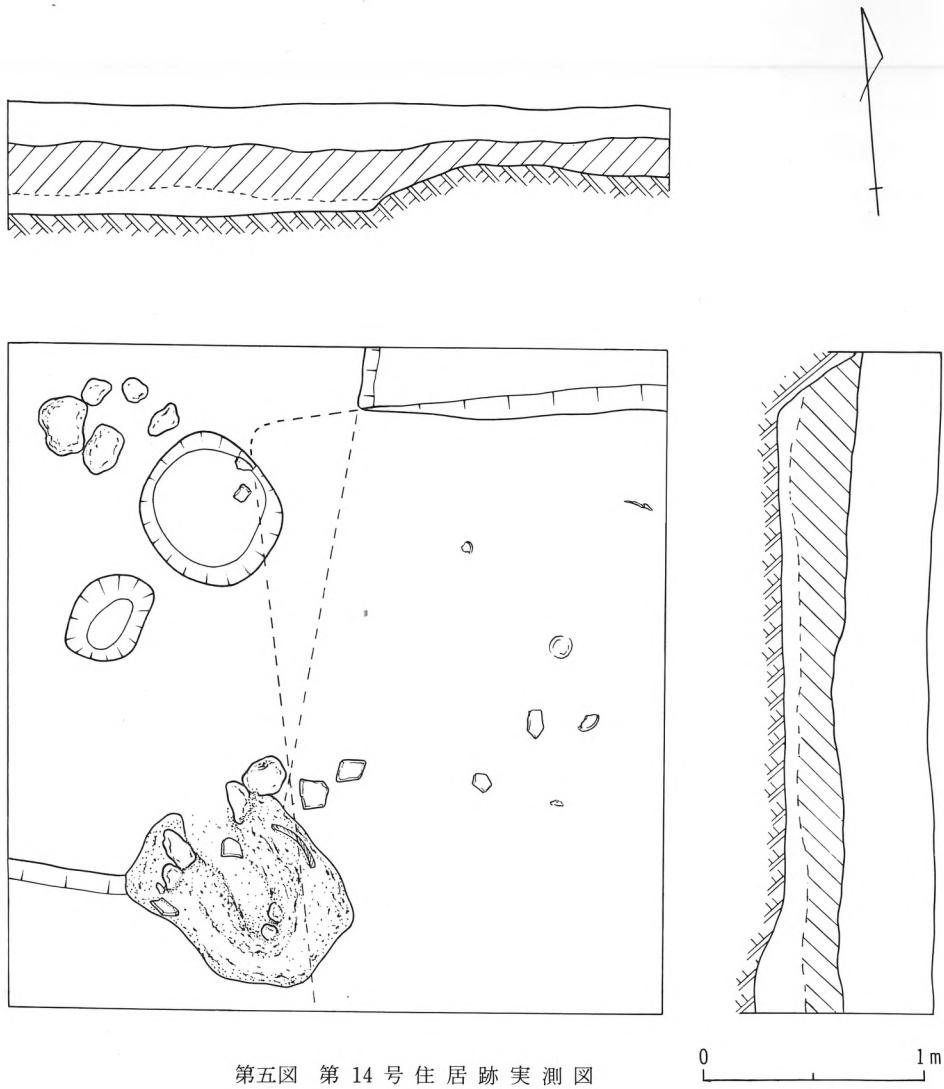
第四図 第8号住居跡実測図

0 1m

しての深さも、その掘込み面等から考察すると比較的浅いものが目立ち、概して小規模であることが指摘される。住居跡の方向は、南北中軸線を北にとってみると、10度前後東にふれるものが多く、その割合は明らかに方向のわかっている32例のうち16例で、その半数を占めており注目される。即ち、このことは、これらの住居の構築は一定の計画のもとになされたという推定を可能にし、また、僧寺の伽藍の方向は北より東へ約4度ふれているといわれるし、尼寺もまたほぼ同様な傾向のあることが判明してきている点を考慮すると、これらの住居群構築計画と僧・尼両寺の建立計画とは、互に関連があるように思われる。

床面の構築は、ローム層まで掘り下げ、その面をならし、固めたとみられるものが一般的であるが、4例程張床をしたとみられるものも認められた。また、注目されることとして、床面に非常に堅い部分と柔い部分とがあり、これが明瞭に区分され、住居内部における機





第五図 第14号住居跡実測図

能的使用上の差異を示すとみられる例があり、(No.13住居)尚、この傾向は他の住居においても認められ、この時期における居住形態を知る一資料を得ることができた。

次に柱穴についてみると、まず支柱穴は、床面上にそれを全く欠くものと、そうでないものの二種があるように思われた。床面上に支柱穴を欠くものは、おそらく床面外にあるであろうと考えられるが、本調査においては確証は得られておらず、今後尚検討を要する。また、支柱穴の認められているものについては、一おうその存在は認められるものの、その確かな配列については、今回の調査では全く明らかにはなし得なかった。よって、これまた今後の調査の機を待ちたい。他方壁柱穴については、明らかにそれが認められる住居跡が2~3あったが他は明らかでない。

続いて、住居跡内の施設のうち、竈についてみると、その構造がやや明らかなものが4個程確認された。これらは焚口または周壁の要所に瓦あるいは石を使用した粘土竈で、特に No. 13 の住居跡の竈は、蓮華文の軒丸瓦に焚口に立てて使用してあり注目された。なお、周壁を固めた粘土の中には所謂ツタと呼ばれる切込みが随所に認められた。また、竈の造りつくられた位置は、東壁の南寄りが多く中には、東南隅というような極端な例もあり、季節風に対する配慮があったものと思われた。

以上、本調査において確認した竪穴住居跡について触れたが、その最も大きな特徴は、概して小規模であり、構造等からしても比較的質素な感がることである。

### (3) 溝及び溝状遺構

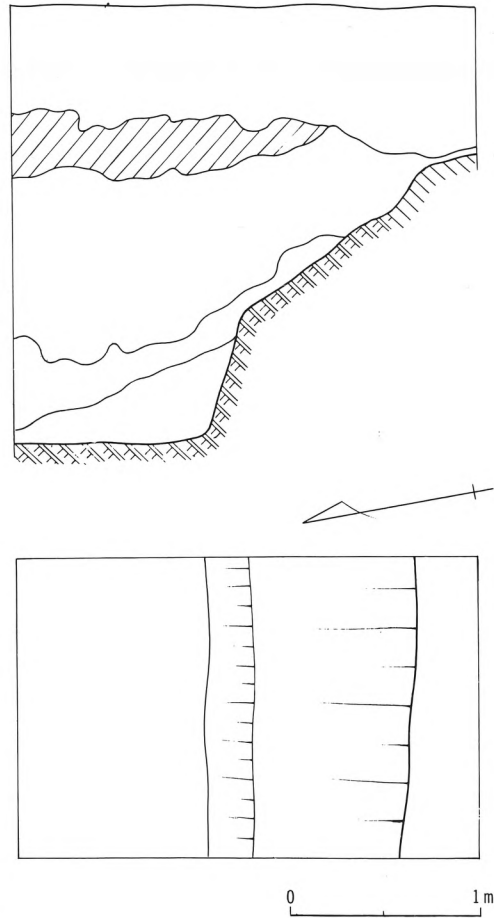
今回確認され調査された溝及び溝状遺構は、部分的ではあるが、その規模・形状によって、大規模のもの、中規模のもの、更に小規模のもの3種に大別することができる。

#### 1. 大規模の溝

この溝は、前に関越自動車道地域埋蔵文化財調査(昭和44年、群馬県教育委員会)の際に既に確認されていたもので、その大体の様子は、凡そ次のようなものであった。

走 向	全 長	幅(推定)	深 さ (地表面より)	底 部 幅	地断面にみる形状
東—西 E—7 S	100 m以上 150 m以下	6 m	2 m 80 cm	1 m 70 cm	斜面に中段のある逆台形

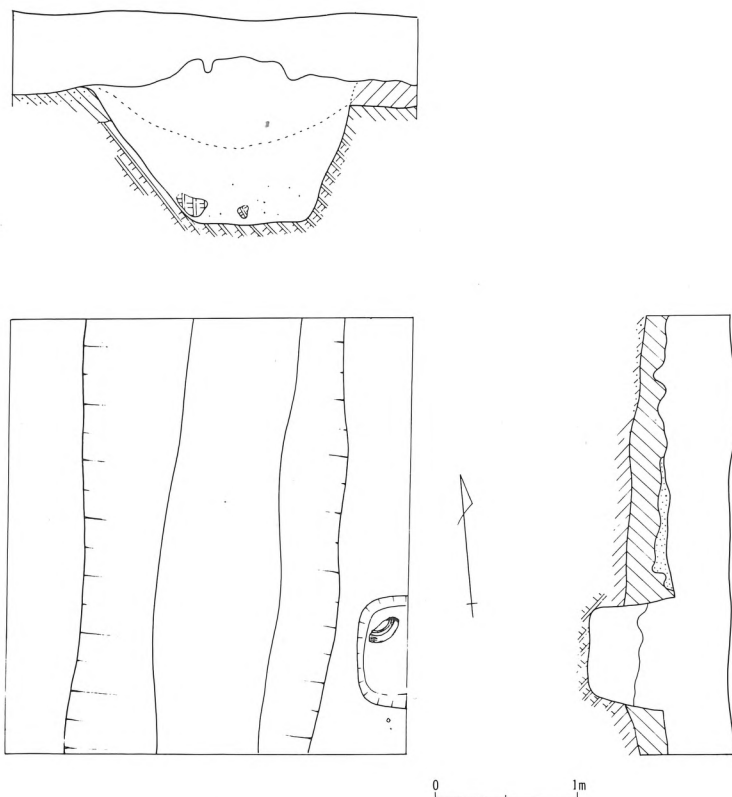
この性格あるいは機能については、規模及び形状等からして、単なる灌漑用のものとは思われず防衛的のものと考えられた。また、この構築された時期は、地層的検討によって、第II層(浅間山Bスコリア、1281年と噴出降下)直上から切込まれていることがわかり、このことから、第2層堆積以降に構築されたことは明らかとなり、中世のものと推考され、



第六図 大規模の溝の実測図(W 31.5—S 2.5)

これによって囲まれた居館の存在が推定された。

本調査においても、また上記溝の一部が確認された。既に、E 33.5—N 3.5、E 3.5—N 3.5、W 26.5—N 3.5の各グリットにおいて、溝の北側の部分が、また、W 31.5—S 0.5においては南側の部分が出現した。これらにみる溝の規模・形状・性格あるいは機能、更には構築の年代等については、上記、関越自動車道地域埋蔵文化財調査の折りに出た結論と同じで殆んど訂正を要しない。ただ本調査による新しい知見を加えるとすれば、本遺構に関連するものとして、東西に走る溝の南部、E 23.5—S 33.5のグリットから、宋のものとみられる青磁片と鎌倉期とみられる巴文の軒丸瓦が2片出土し、他にそれらと関連するとみられる遺構面が僅かではあるが部分的に確認された。従って、もし、この溝に囲繞された居館跡があったとすれば、その時期は鎌倉時代とみられ、その位置は溝の南方部にあり、よって溝は居館跡の北辺に当るものと想定される。



第七図 中規模の溝の実測図 (W 86.5—N 3.5)

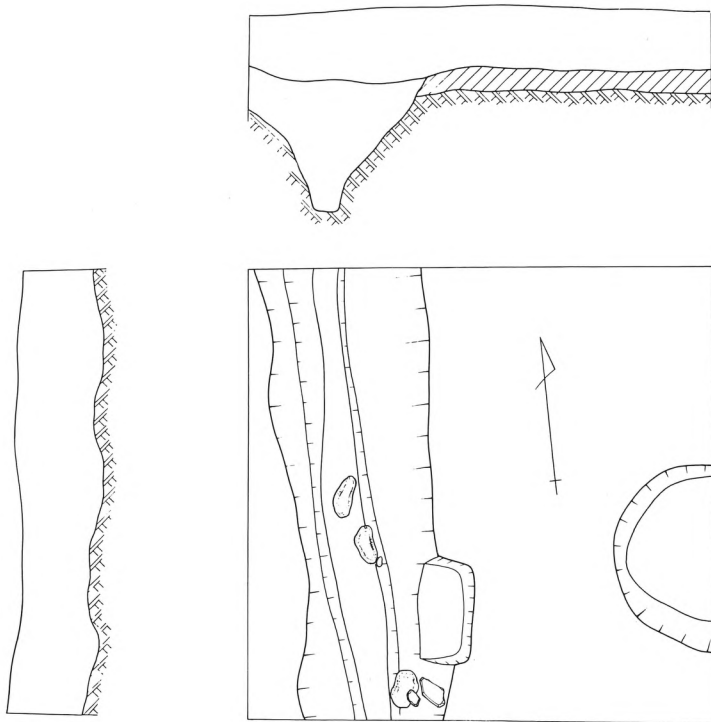
## 2 中規模の溝

本調査によって、W 86.5 N方向トレンチ (Gトレンチ) の6個のグリットにおいて、新しく確認された溝で、その規模・形状等は凡そ次の通りである。

走 向	全 長	幅	深 さ (地表面より)	底 部 幅	切断面にみる形状
南北 N—9 E	36 m以上	2 m 10 cm	1 m 20 cm	0.80 cm	台形

この溝の性格あるいは機能については、本溝もまた、前記大規模の溝と同様埋没土からは水が流れた形跡は殆んどなく、単なる灌漑用水路とは考えられず、屋敷等を囲む空堀の感が強い。しかし、最終的に規模及び形状が把握されていない現在その断定はさし控えた。なお、この構築の年代については、この地域では時代を判定するに良好な地層が、耕作等によって攪乱されているために明らかではない。しかし、下記のようなことが考えられる。

- ① 中世以降とみられる屋敷等を囲む空堀的なものとも推定される。
- ② 溝の位置及び走向が、存在の推定される条里制の地割に合わない。
- ③ W 86.5—N 3.5 のグリットの一部分に第II層(浅間山Bスコリア、1281年噴出降下)とみられる地層の痕跡があり、溝は、この残存する地層を切ってつくられているとみられる。
- ④ 溝と埋めた土の中からは、瓦が出土したが、この中の中には鎌倉時代と推定される



第八図 小規模の溝の実測図 (W 150.5—S 13.5) 0 1m

巴文の軒丸瓦が発見された。

以上の理由から、この溝の構築された年代は、古代までは逆り得ず、鎌倉時代以降とみられる。また、これが廃棄された年代は、同溝中W 86.5—N 23.5のグリットにおいて、後でも触れるように、溝の埋没土及び溝の一部分きって墓壙が発見されており、このことから、墓壙をつくった時には、既にこの溝は機能を失い廃棄されていたものとみられ、その時期は、他の墓壙との関連からして室町時代と推定され、本溝もまた前記の溝と同じく、その規模はやや小さいが、中世の居館を圍繞する溝の一部とみられる。

なお、E 23.5—S 19.5のグリットにおいて、やや本溝に匹敵するとみられる溝の一部分が出現したが、その規模・形状等は未調査未確認であり、性格等については全く明らかでない。

### 3 小規模の溝及び溝状遺構

調査地域には、新旧あるいは様々な形状をした小規模の溝及び溝状遺構が確認された。これらは、横断面にみる形あるいはその上幅の大きさ等から、更に二種に区分することができるが、それは、おおよそ次の通りである。

	溝の位置	走 向	長 さ	幅	深 さ	底部幅	切断面にみる形	備考
A種	① E 33.5—N 16.5	S—66 W (北東— 南西)	3 m 30 cm以上	32 cm	20 cm	10 cm	ほぼU字形	第III層から第IV層へ掘込む二不平行する。
	② E 13.5—N 3.5 E 13.5—N 9.5	S—9 W (南—北)	7 m 以上	50 cm	80 cm	—	U字形	第I層下部から掘込む
	③ W 26.5—N 3.5 W 26.5—N 26.5	S—11 W (南—北)	26 m 以上	50 cm	70 cm	—	U字形	同上
	④ W 46.5—N 36.5 W 46.5—N 49.5	S—13 W (南—北)	14 m 以上	35 cm	50 cm	—	U字形	同上

以上のうち、国分寺等に関連あるとみられる古い溝及び溝状遺構は、まずA種において①がある。これは、その切込み面からみても明らかに第II層（浅間山Bスコリア）堆積以前のものである。この在り方は、北東から南西方向にかけて、間隔1 m 60 cm（約6尺）として二本並行して認められた。伴出遺物は特に認められなかったが、この南隣接グリット（E 33.5—N 9.5）では、この切込み面と同一面から、ロームのブロックが人為的に北西から東南方向に並列的に点存して認められていることから、これらのものと何んらかの関連あるものと推定される。しかし、その性格は明らかでない。なお、このA種において①を除く他は、その形状等からして同一のものとみられ、その切込み面の地層の検討からしても新しいものであり、近世おそらくは江戸時代以降の農耕に関連あるものと思われる。

	⑤	W 66.5—N 49.5 W 66.5—N 69.5	S—9 W (南—北)	23 m 以上	50 cm	30 cm 以上	—	U字形	同上
	⑥	W 146.5—N 3.5	E—0 E (東—西)	3 m 以上	26 cm	15 cm	—	U字形	同上
B 種	①	W 150.5—S 9.5 W 150.5—S 19.5	S—4 W (南—北)	13 m 以上	90 cm	70 cm	18 cm	ほぼV字形	切込面不明
	②	W 154.5—S 2.0 (Fピット)	E—1 S (東—西)	2 m 以上	2 m	50 cm	70 cm	斜面に中段のある逆台形	44年12月の調査で判明
	③	W 106.5—N 3.5	E—13 S (東—西)	3 m 以上	1 m 40 cm?	50 cm 前後	不明	ほぼW字状	切込面不明U字形の溝2本の並列か
	④	E 23.5—S 135	E—3 S (東—西)	3 m 以上	2 m	80 cm	40 cm	傾斜の緩いV字状	第II層上、下た掘込み面あり

続いて、B種についてみると、まず国分寺等に関連あるとみられるものに①がある。この切込み面等は明らかでなく、地層的に構築の時期と明らかにすることはできないが、その走向は、僧・尼両寺等の南北線の走向と一致し、また、その位置は、僧寺寺域の推定東辺よりほぼ1.5町離れたところにある。よって本構の構築は僧・尼両寺の建立と何んらかの関係があったものと推察され、比較的古い溝とみられる。外に古いものとしては④の溝がある。これは、その切込面が第II層の上面とその下面即ち第III層にも認められる。従ってこの溝は第II層堆積以前から存在し、第II層堆積以後においてもなお使用されていたものとみられる。この切断面の形状は傾斜の緩いV字状を呈し、①に共通するものがあり、このような点からもほぼ同時期のものとみられる。なお、これらの溝は、僧・尼両寺等の間にあって、地域を画する役割をもっていたと推定されるが、調査の範囲は僅かであり、確定することはできない。これらの溝に対して、②の溝は、前に関越自動車道地域の調査の際に確認したものであるが、その時期は、切断面の形状等からして中世的なものと思われるが、詳細については明らかでない。また、③は形状もあまり明瞭でなく、よって、その構築時、性格等も明らかでない。あるいはA種②～⑥の溝と同じものが二本接したものかも知れない。

#### (4) 墓 墳

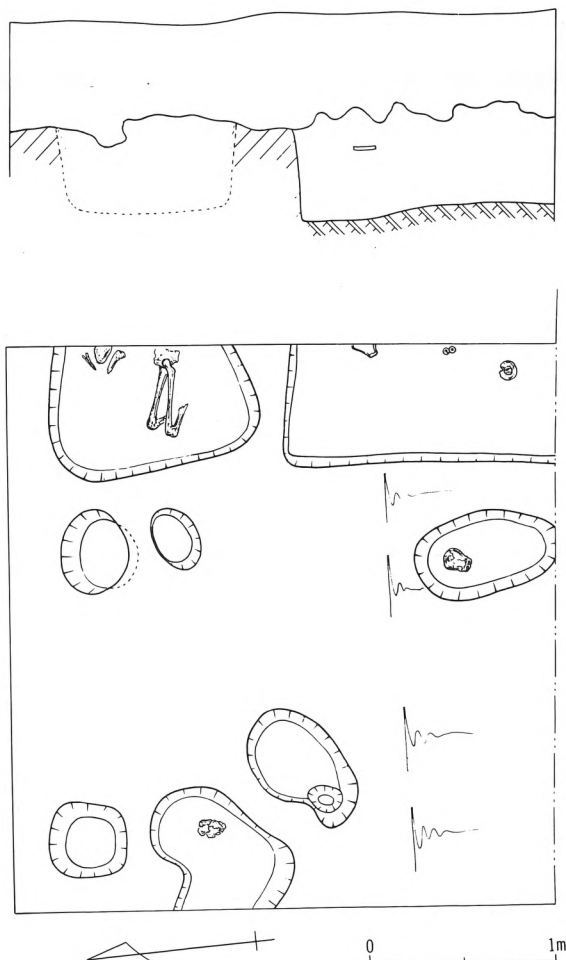
本調査においては、合せて7個の墓墳及び墓地らしきものを発見した。これらは何れも現地表面から全く気付かないものであった。以下その概略を記すと次のとおりである。

第九図墓墳実測図 (W 66.5—76.5)

No.	位置	形状	辺の長さ	深さ (現地表より)	遺骨の状態	副葬品	備考
①	W 86.5—N 23.5	方形	60 × 100 cm	120 cm	上向き屈葬状の姿勢で発見	なし	溝の埋没土及び溝の縁に掘られる
②	W 106.5—N 3.5	方形	110 × 130 cm	70 cm	頭骸骨とみられる骨片	なし	溝らしき遺構と重複、墓墳の方が古い
③	W 66.5—S 76.5	長方形	60 × 150	105 cm		銅銭 燈明皿?	
④	〃		40 × 70 cm	90 cm	頭骸骨確認	なし	同一墓地とみられる。
⑤	〃	不定形	50 × 80 cm	85 cm	頭骸骨確認	銅銭	
⑥	〃	楕円形	60 × 110	150 cm	屈葬状の形で発見	なし	
⑦	W 66.5—S 82.5	不明	不明	150 cm	頭骸骨確認	約 250 cm 離れて香炉	濠の中に認められた。

これらのうち、集中的に認められる③～⑥は同一墓地の墓墳と考えられる。しかし、その限界は明らかでないので、⑦もまた位置的は同一墓地中の墓墳である可能性がある。従って、本地域における墓墳は、ほぼ3箇所にまとめることができる。最も北に位置する①の墓墳からは、非常に良好な状態で遺体が発見されたが、新潟大学医学部解剖学教室森本助教助によれば、この遺体は本来座棺に納められていたものであり、後に上向きに倒れたものと推定されている。また、その年令、性別等については、現在研究中であるが、ごく大まかには成年男子とみられている。この墓墳の構築された時期は、南一北に走る溝の埋没土及び溝の縁を切って墓墳がつくられていることから、少なくとも溝が廃棄された以後のものであるということのほかは、副葬品も全く認められず、また、地層は攪乱されているため積極的な証拠はない。しかし、この周囲からは人骨片あるいは緑泥片岩の板碑片が発見されており、これらからすると、この位置には室町期と推定される墓地があったと考えられ、本墓墳はその一つとみられる。②の墓墳は、東一西方向に走る溝状遺構と重複し、しかも、溝状遺構が墓墳よりも新しいため、その大部分は破壊され、僅かに底部の痕跡が認められるにすぎない。また、人骨も底部に僅かに残存した程度であり詳細は不明である。ただ構築の時期については、溝状遺構よりは古いことが確実であり、上記①の時期とほぼ同一期と思われる。③～⑥の各墓墳は、その在り方からして、明らかに同一墓地の墓墳とみられる。しかし、形状と大きさはそれぞれ異なり、死者の年令、あるいは社会的地位が反映されているように思われ注目される。これら墓墳群のつくられた時期は、隣接する濠及び築垣の基礎とみられる遺構よりは、明らかに新しく、③の墓墳から発見された宋銭及

び燈明皿等の副葬品からして、おそらく室町の時代とみられる。また、⑦の墓墳は築垣の基礎に沿う濠の中であり、掘方等は不明であり、実際に墓墳が掘られたかどうかは疑わしい。しかし、濠の底から約40cm高い位置から頭骸骨が発見され、それより約2m50cm離れた濠の底部からは、素焼のほぼ完全な香炉が発見され、更に、その近くで香炉より約50cm程高い位置からは宝篋印塔、五輪塔の頭部（空輪）等の出土があり、これらからして、少なくとも頭骸骨の発見された位置は墓墳としての感が強く、濠が完全に埋りきらない時点において構築されたものと推定される。なお、その時期は、香炉及び石塔類からして、③～⑥の墓墳群と同じ時期で室町期のものと推定される。



第九図 墓墳実測図 (W 66.5—S 76.5)

以上、墓墳について触れたが、これらの墓墳は大体室町期と推定されることから、本地区はこの時期において、かなり人の居住する地域であったことが予想される。

### (5) その他の遺構

本調査においては、以上の諸遺構のほか、特に目立つものとしては、黒色土を除去したローム面に、次のような人為的な痕跡を確認した。

- ① 住居跡の床面状の固い部分
- ② 土手状の部分

床面状の固い部分は、Jトレンチ (W 176.5—N方向列) の各グリットにおいて確認された。この床面状の部分には土器片や瓦片等がかなり発見され、これが使用された時期は、奈良時代から平安時代にかけての時期と予測された。しかし、この性格については、今回



の調査では解明されなかったが、この地域が僧寺域の東辺、特に東門と推定される地域に極めて接近している地点であることから、それらと何んらかの関連があるものと推定される。また、W 176.5—N 23.5 のグリットではこの面から、溝の起点とみられる掘込の部分も認められたが調査範囲は僅少であり、今後なお検討を要する。

土手状の部分は、Mトレンチ（W 93.5—S 方向列）の S 93、5 のグリットを中心に認められたもので、その高さは約 35 cm、下幅は 1 m、上幅 75 cm 前後のもので、N—7 E の角度をもって南—北方向に連なり、この両脇は溝状に窪んでいた。この性格も全く不明であるが、「東院」の墨書土器の出土地に接近して注目される。

以上のものは性格的にも不明であるが、国分寺等について考える時に留意すべきものとみられるが、このほかに目立つものとしては長方形のピットが諸々に発見された。しかし、これらは、その掘込み面の検討からしても比較的新しいもので、芋の貯蔵穴ともみられるので、それらについての記載は省略することにする。

## V 遺 物

本調査において発見された遺物は、その発見された場所によって次のように分けることができる。

- (1) 住居跡出土の遺物
- (2) 墓壙出土の遺物
- (3) 溝及び溝状遺構出土の遺物
- (4) その他の場所からの出土遺物

尚、濠及び築垣の基礎とみられる遺構からは、直接関連あるとみられる遺物の発見はなかった。しかし、濠中には後世落ちこんだとみられる三脚土器と石塔の頭部が、これらは(3)、溝及び溝状遺構出土の遺物の項であっかうこととする。

以下、上記の分け方に従って、遺物の概要に触れることとする。

### (1) 住居跡出土の遺物

前にも触れたように、本調査はその目的と性格からして、トレンチ方式を採用した。従って、例え住居跡が確認されても、それを全面的に発掘するということはなく、あくまでグリット内部のみで処理した。よって、ここで紹介する住居跡と遺物との関係は、絶対的なものではなく、その一部でありあるいはその傾向を示すものと解すべきである。

上記観点に立って、住居跡床面から発見された遺物についてみると次のようなものがある。

1. 土器類
2. 瓦
3. 鉄器及銅器類
4. 砥石

勿論、これらの遺物はすべての住居跡において認められる訳ではなく、住居跡によっては上記のうち1～2種しか出土させないものもあったし、中には全く遺物らしきものの認められない場合もあった。

以下、これらの遺物について漸次記すことにする。

### 1 土器類

主なものは土師器・須恵器及び須恵質の土器（瓦器）で、このうち、土師器と瓦器は比較的普遍的に発見されたが、これらは住居跡を単位として整理すると、その様相特に坏あるいは坩形土器の違いから、おおよそ四種類とその他に分類することができた。

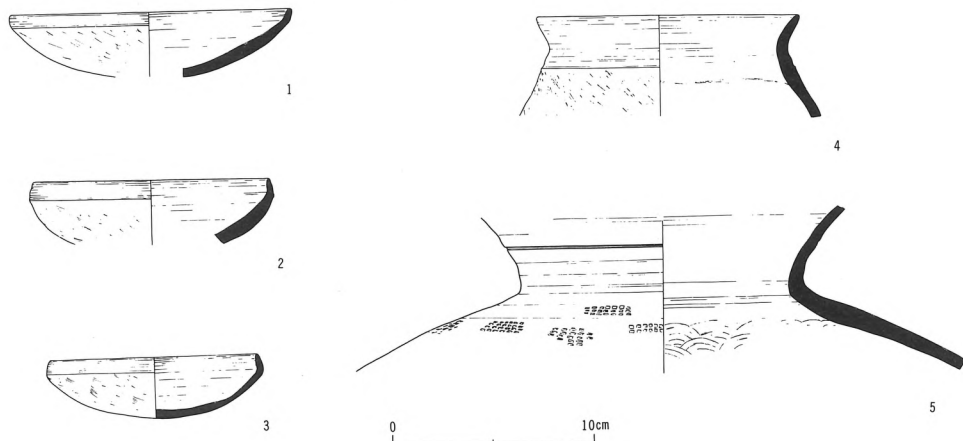
#### I類（第十図）

№ 23号住居跡（W 106.5—N 23.5所在）から発見された土器類を一括してこの類の標準とした。I類土器の特徴は、平たい丸底の器体部に、僅かに内傾する低い口縁部を付した薄手の土師製の坏形土器の盛行と須恵器が伴出することである。尚、この類の土器を出土させる住居跡は、本住居跡を除いては、2～3それとみられるものはあるものの、あまりはっきりしたものはない。

以下、器形別に本類の土器について触れることにする。

(イ) 坏形土器(第十図1～3) — 平たい丸底の器体部に内傾する低い口縁部を付したもので、器表面の境目には、にぶい稜線が一周する。内面及び口縁部の整形は良いが、稜線以下の底部には、擦痕があらく残っている。胎土は良く精選され、焼成も比較的良い。色は、赤褐色及至は黄褐色を呈する。本住居跡からは、殆んど同様なものが、口縁部の破片からすると5個体ほど確認される。

(ロ) 壺形土器（須恵器）(第十図5) — 頸部は比較的良くしまっている。そのため口辺部から肩部にかけては強い「く」字状をなす。整形については、口辺部は、内、表面共に横なでにより比較的良く整形されている。また器体部の内面は静海波状の、表面には細かい格

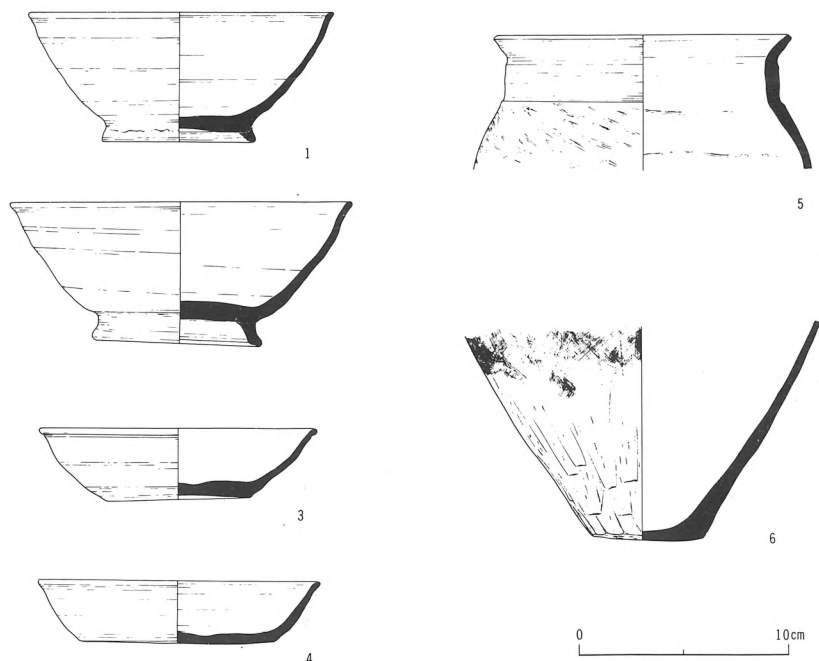


第十図 I類土器実測図

子目状の圧痕が認められる。胎土は比較的良く精選されているが、焼成は古墳等の出土のもの比べると、ややあまい感じで、色も灰色である。

(イ) 壺形土器(土師器)(第十図4)一肩部から口縁部にかけての破片で全体の形は明らかでない。頸部はややしまり、そこから低い口辺部が斜上に僅かに外反して開く。また頸部から肩部にかけては緩やかに膨みを増す。整形は口辺部及び器体部内面は横なでに比較的良くなされているが、頸部以下の表面は、刷毛状器具によって、あらく斜状にならしてあり痕跡が残っている。胎土は細かい挟雑物が多く、また焼成がややあまいために、全体的にざらざらした感じがする。色は赤褐色を呈し、特に使用上の汚れ等は見当らない。

(ニ) その他の土器片一高環の脚の裾部乃至は壙の蓋の縁とみられる須恵製破片2片と、甕形土器及び甗乃至は壺形土器とみられる土師器の破片がある。前者は灰白色をした薄手の比較的精選された胎土で丁寧に仕上がたもので、直径は7cm前後のものであるが縁のみのため全体の形はわからない。後者のうち、甕形土器破片は、器肉は薄く堅くばりばりした感じのもので、その整形は、内面は比較的良いが、表面は凹凸とあらい擦痕がのこり、中には煤とみられるものの付着しているものもある。色は赤褐色を呈する。また、甗乃至壺形土器とみられるものは、その下腹部とみられる破片で、内面は赤褐色を呈し、整形はあらく指痕らしきものも認められ、一部分剥落の痕もみられる。表面は黄褐色を呈し、篋によって斜状にならしている。胎土には細かい石片が含まれており、あまり良くない。比較的細長い感じの中型土器の破片である。



第十一図 II類土器実測図

## II類（第十一図）

№. 27号住居跡（W 106.5—N 36.5 所在）から発見された土器類を一括して、この類の標準とした。II類の土器の特徴は、良く精製した胎土を用い器肉を薄くし、器面を比較的良く研磨した、瓦器質の糸切底の高台付壺及び皿形土器の認められることと明らかに瓦が伴出することである。尚、本類土器を出土させる住居跡は多く、次のIII類土器を出土させる住居跡と併せると、本地域で確認された住居跡の大部分を占めている。

以下、器形別に本類の土器について触れることにする。

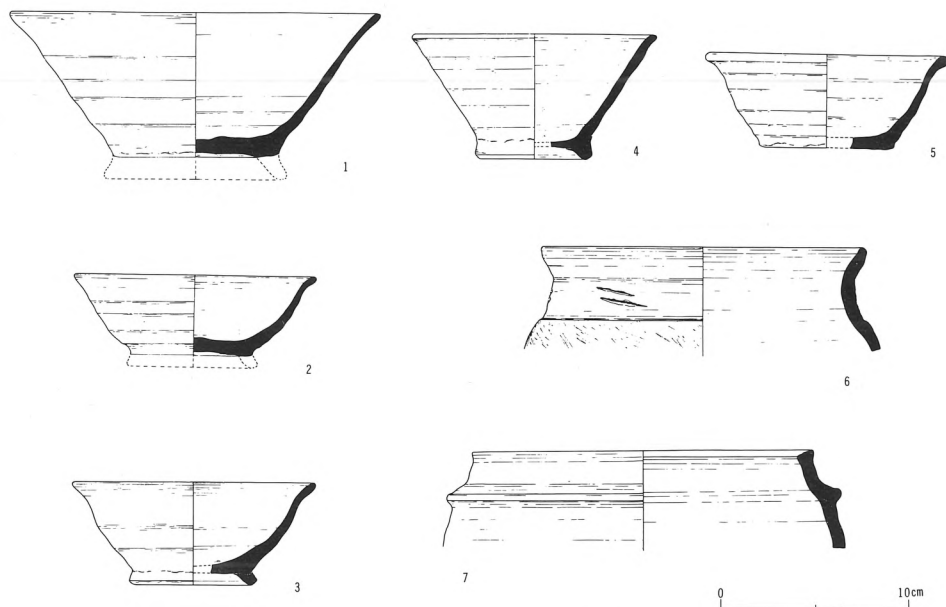
(イ)、高台付壺形土器(1)（第十一図、2）一底部には非常にしっかりしたはりつけ高台が僅かに外反してつけられ、高台内の底面には糸切りのあとがみられる。器体部は僅かに内湾しながら開くが口縁部に至っては心もち外反する。器表・内面共に横なでによって整形されているが、かすかに巻上げの痕跡が認められる。胎土は良く精製され、器内は薄く仕上げている。色は灰白色をした瓦器質の土器である。

(ロ) 高台付壺形土器(2)（第十一図、1）一前記のものに比べると小さく、やや深い感じのする土器である。底部はやはりはりつけ高台で、高台内の底面には非常に鮮明な糸切り痕がみられる。器体部は僅かに内湾し、口縁部において心もち外反する。器表・内面共に横なでによって整形されているが巻上げの痕も僅かに認められる。胎土は精製され、器内は非常に薄い、色は黄色味をおびた灰白色で瓦器質の土器である。

(ハ) 皿形土器(1)（第十一図、3）一僅かに突出する底面には糸切りの痕が鮮やかである。また、内面の中央部には小さな突起した部分があり、それを中心に同心円的な凹凸が認められる。器体部は幾分内湾しながら開く、口縁部に至っては外反し特にその外縁は、断面が丸味をもった細い肥厚部が一周する。胎土は良く精製され、器内は薄い。器面は内外ともに横なでされているが同心円的な凹凸が僅かに残っている。色はやや青味をおびた灰白色で、前二者に比較するとやや堅い感じがし、須恵器的な瓦器である。

(ニ) 皿形土器(2)（第十一図、4）一底部が器体部の割に大きく、全くの平底であること、更に周縁部外縁に肥厚部分が一周していないこと等を除くと、前記、皿形土器(1)と大同小異である。ただこの土器について、特に注目されるのは、底面の大部分は明るい灰白色であるが他の部分は青味を及びた灰色であり、焼成も良く堅く須恵質の土器とみられる点である。

(ホ) 甕形土器(1)（第十一図、6）一発見されたのは下腹部から底部にかけての部分で、その形は、不安定な小さな篋切り底に、直斜状の下腹部を付したものである。器肉は薄く3乃至4mm程である。焼成は非常に良く堅くばりばりした感じがする。またその整形は、内面は比較的良いが表面はあらく凹凸があり、その面を縦方向にならした擦痕が全面的にみられる。尚底部に近い下腹部の器面には篋切りの痕がみられる。胎土は良く精整されているが、やや挟雑物が目立つ。色は内面は黄色味を及びた灰白色であるが器表は黒褐色乃至赤



第十二図 III類土器実測図

褐色で、煤等の付着があり汚れが目立つ。また火に強く当たった様子もみられる。これらは、不安定な底部と併せて、この土器が竈にかけて使用されたことが明らかである。

(ㄅ) 甕形土器(2)(第十一図、5)一肩部から口縁部にかけての破片で、頸部は直立し、それに続く口縁部は僅かに内湾するような形で斜上に開く。頸部から肩部にかけての移行は、すんなりと膨み肩が強く張るような感じはない。器肉・焼成・整形・胎土及び色等は、前記甕形土器(1)と全く同じで、同じ器種の土器とみられる。

### III類(第十二図)

№、8号住居跡(W 46.5-N 9.5所在)から発見された土器類を一括して、この類の標準とした。III類土器の特徴は、II類土器と同じく瓦器質の糸切底の高台付碗及び皿形土器が使用されるが、それらは、器形は崩れて多様化し、胎土、焼成、整形共に粗雑化し、製法上の著しい退化が目立つことと、やはり瓦が伴出することである。尚、本類土器を出土させる住居跡は非常に多く、II類土器を出土させる住居跡は非常に多く、II類土器を出土させた住居跡を大きく上まわるとみられ、本地域出土の土器を代表するものである。

以下、器形別に本類の土器について触れることにする。

(イ)、高台付碗形土器(1)(第十二図、1)口径約20cm、器高8cmを越すとみられる大型の碗で、底部の底面は高台は剝離欠損しているが、はりつけた跡が明瞭に残っている。またその内側には糸切りのあとがみられる。底部内面はその中心部に突起のある直径1、2cm程度の窪みがあり、これを中心に同心円状の凹凸がかすかにみられ、この傾向は器体部まで及ぶ。器体部は心もち内湾しながら斜上に伸び、口縁部において更に大きく開く。大きさの

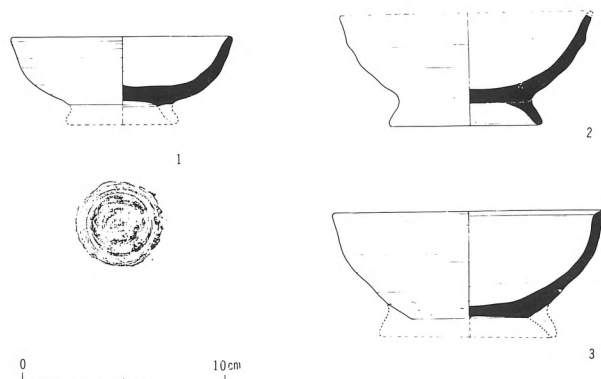
割に器肉は薄い、胎土は挟雑物が多く、整形はこの類のものとしては横すりによって丁寧になされているが、器肌はざらついている。色は灰白色を呈し、焼成度はあまり高くなくざっくりした感じである。

(ロ)、高台付碗形土器2) (第十二図、2) — 高台は剝離欠損してその痕を残すのみである。底面には一面に糸切り痕が鮮明にみられる。底部内面はその中央部が僅かに突出した部分があり、それを中心に円心円状の凹凸がかすかに認められ、この傾向は器体部まで及ぶ。器体部は内湾しながら斜上に伸び口縁部において外反する。器表・内面ともに横なでによって整形されている。胎土は比較的精整されているが、焼成温度は高くなく、色は黄褐色を基調とし、部分的に黒褐色を呈する。器肉の中央部には、部分的に灰黒色の部分芯のようにサンドされている。尚、本品と形、大きさはほぼ同じであるが、胎土及び整形が劣り、底面の糸切り痕が消失し、黄褐色をしたものが2例ほど認められている。(第十二図、3)

(イ)、高台付碗形土器(第十二図、4) — 底面の器肉を高台の付け根に向かって移動させているため、底部器肉は非常に薄く、そのために糸切り等の痕跡は全く認められない。器体部は底部から直斜状に開き、口縁部にいたっては僅かに外反する。整形は内面はやや良いが全体的に粗雑で、胎土には砂粒等挟雑物が多い。焼成もあまくざくざくした感じである。色は青味がかった灰白である。

(ニ) 皿形土器(第十二図、5) 底部には高台を付した形跡はなく、かすかに糸切りとみられる痕跡がある。器体部は底部からほとんど直斜状に開き、口縁部において外反する。整形は内面は良いが、器表面はあらく概して堅くしめつけられていない。胎土は挟雑物は少ないが精整されていない。色は灰白色を呈する。

(ホ) 甕形土器(第十二図、6) — 肩部から口縁部にかけての破片であるが、頸部は直立しそれに続く口縁部は内湾するような形で斜上に開く。また頸部から肩部にかけての移行は、すんなりと膨み特に肩が強く張るような傾向はない。この整形は内面は横なでによって比較的滑らかとなっているが、表面は凹凸があり粗雑で、特に頸部には篋痕が肩部以下には全



第十三図 IV 類土器実測図

面的に細かい横なでの擦痕が残っている。器肉はその厚さにムラがあり、平均すると4mm前後で比較的薄い。胎土は挟雑物が多いが精選された感じがする。焼成は非常に良く堅くパリパリし、色は赤褐色であるが表面はやや黒味を及びている。

(ㇿ) 土釜状土器(第十二図、7)一肩部から口縁部にかけての破片であるが、口縁部と器体部の境部、器表面においては、断面半円形の突起帯が一周する。また口縁部上端は平坦化されており、所謂羽釜とも称されるものである。整形は内・表面共に横すりによって丁寧になされ、胎土は比較的精選され、器肉は6mm前後と平均化されている。焼成は良く色は表面は黄褐色、内面は赤褐色で、口辺部付近はやや黒ずみ汚染されている。

#### Ⅳ類 (第十三図)

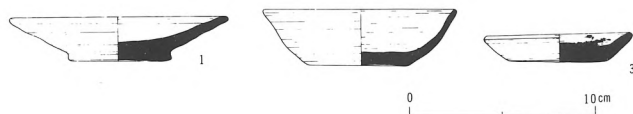
№.20号住居跡(W106.5—N19.5所在)から発見された土器類を一括してこの類の標準とした。Ⅳ類土器の特徴は、底部が丸底に近い形で、その底面には渦巻状の篋切り痕を残すことと、器肉が全般的に厚いことである。尚、この類の土器を出土させる住居跡は、Ⅲ類土器を出土させる住居跡に比してずっと少ないと予想される。

以下、形のはっきりしている埴形土器を紹介することにする。

(イ) 埴形土器(1)(第十三図、1)一器体部は内湾し口縁が僅かに外に反る。底部は丸底に近い形でそこに高台をはりつけている。高台と底部の接合は特にその内側は良くなされ曲線的になっている。高台内の底面には篋切りとみられる渦巻状の痕跡がある。器肉は比較的厚く断面で見ると凹凸が多い。胎土は微細な砂粒を多く含んでいるが良く精製されている。器面は内外とも横なでにより整形されているが、内面は特に良くなされている。しかし、堅くしめつけられてはいない。色は灰白色を基調に僅かに淡い桃色を及びている。

(ロ) 埴形土器(2)(第十三図、2)一器体部は内湾し口縁部にいたっても殆んど外反はしない。しかしその内縁は丸く削られており、内側からみると外反の感じがする浅い埴形である。底部は丸底に近い形で高台をはりつけた痕跡がある。高台内の底面には篋切りとみられる渦巻状の痕跡がある。器肉は厚く、胎土は良く精整されているが細かな石等挟雑物が認められる。整形は内外面とも横なでにより良くなされており、全面的に細かい条線が目立つ。色は黄褐色を呈する。

(ハ) 埴形土器(3)(第十三図、3)一器形及び大きさ等前記埴形土器(ロ)に類似しているが、整形はあらく器表もややあれている。また、器肉の中央部には灰黒色の部分が芯のようにサンドされてみえる部分がある。色は灰白色で口縁部内側は黒色に汚染されている。



第十四図 その他の土器実測図

#### その他の土器（第十四図）

以上、住居跡出土の土器を4類に分類したが、同じく住居跡から発見されなかったもので分類の対象にならなかったものもある。それらの多くは、破片のため全体の形や大きさ等が不明であったり、あるいは卓越した個性が見出されなかったもので、その大部分はおそらくⅡあるいはⅢ類に属するものと思われる。しかし、このような中で特に注目されるものとして小皿がある。（第十四図、1）これはW 46.5—N 16.5のグリットで確認された住居跡から出土したもので、糸切り痕のある突出した平底の平皿で、非常にきれいに整形された土器である。また（第十四図、2）は上記の場所において発見されたものであるがやや深い感じのする小皿で底には糸切りの痕があり、比較的丁寧に仕上げている。色は赤褐色でいかにも素焼らしいざっくりした感じのものである。更にまた（第十四図、3）は、E 23.5—S 39.5のグリットで確認された住居跡から出土したもので、口径8cmの小型のもので、底部には、糸切り痕が良く残っている。器壁は浅く、口縁は平らでなく粗製である。その形からして、液体を入れるにはおよそ不可能とみられる特殊な性格をもつものとみられる。内部には約 $\frac{1}{4}$ 程薄黒く変色した部分があり使用痕とみられる。

これらは、確実な共伴遺物が明らかでないため、どの類に属するかは不明である。あるいはいずれの類にも該当しないものかも知れない。今後なお検討の必要がある。

以上、僧、尼両寺に挟まれた中間地域において確認された、住居跡出土の土器について分類してみたが、これらがどのように編年されるかについては、前記したように本調査では、住居跡全体を発掘調査し、そこに使用されていた総ての土器を把握しておらず共伴関係が明らかでないこと。また、奈良時代から平安時代にかけての土器研究があまり進んでいない現状では、ほかに対比する良好な資料もないために困難さを感じる。しかし、本地域においては上記したように、実際に4つのグループに分類できたのであるから、おおよそその見当をつけてみることにする。

まずⅠ類の土器であるが、本類を出土させたNo. 23号住居跡はW 106.5—N 23.5のグリットにおいて、No. 22号住居跡と重複して発見され、これがNo. 22号住居跡より明らかに古いことが確認された。因みにNo. 22号住居跡はⅢ類の土器を出土させる住居跡であった。また限られた範囲内であったが本Ⅰ類土器には瓦が伴出しないという事実も確認された。他方、本類を構成する土器には、他類には全くみられない須恵器の壺、あるいは薄手丸底の土師器の坏がある。従って、他地域の例等も併せると、本類は設定されたⅣ類の中で最も古いものと考えられる。

次いでⅡ類の土器であるが、本類を出土させたNo. 27号住居跡には瓦の伴出があり、その一つは完全の平瓦で裏面には「庭」の篋引きもありみごとの瓦であった。従って、本類は国分寺の建立の時期と何んらかの関連があるとみられる。他方本類を構成する土器のうち高台付壙形土器あるいは皿形土器は、非常に定形化しており、また両者とも瓦器質の土器



ではあるが、須恵器的要素があり特に皿形土器についてはその傾向が濃厚である。よって本類は、完全な瓦との共伴関係あるいは土器の性格からしてI類の土器に続くものと考えられる。

III類の土器は、前記によりI類土器より新しいことは明らかであるが、特にII類土器との関連をみると、本類もまた瓦を伴出するが、何故か完全なものはない。他方、本類を構成する土器についてみると、高台付碗形土器にしる皿形土器にしる形態的にまた内容的に多様化し、同時に退化する傾向が目立つ。また須恵器的様相は全く失なわれ、典型的な瓦器とみられる。よって、本類はII類に続くものであり、破損した瓦との共伴関係、あるいは本類土器が本地域において最も多く発見されるという事実からして、国分寺の隆盛期のものとみられる。

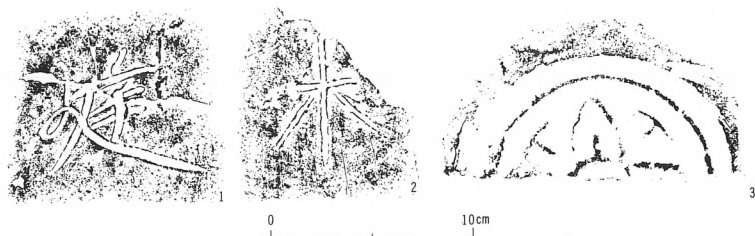
続いて、IV類の土器についてみると、本類を出土させたNo.20号住居跡は、W46.5—N9.5のグリットにおいて、No.21号住居跡と重複して発見され、これが21号住居跡より新しいことは明らかとなった。ところで21号住居跡は、巨大な砥石あるいは鉄製切削工具等の変った遺物は出土させたが、器形を推定し得るような、または特徴的な性格をもつ土器は発見されなかった。従って、住居跡相互の在り方からしては、本類を編年的に位置づけることはできなかった。しかし、土器そのものの特徴からすると、例えば底部の形あるいは篋切り痕等、今迄に全くみられなかった手法であり、胎土、整形、焼成等はより中世的なものであることは明らかである。よって、本類はIII類に続くものであり、しかも4分類の中では最も新しいものとみられる。

以上のことから、分類された4類は、古い順にI類、II類、III類、IV類となり、I類は国分寺建立の直前、奈良時代前期後半に、II類は国分寺の建立期、奈良時代後期の前半に、III類は、国分寺の盛期、奈良時代後期の後半から平安時代にかけての時期、IV類は、平安時代の前期の頃のものとして推定される。しかしこれはあくまでも今時点における推定であり、今後、更に資料を積み検討しなければならないものである。

## 2、瓦（第十五図、図版）

本地域の住居跡からは、多くの瓦が発見されたが、それらの住居跡内において、竈の構築材料に、貯蔵穴とみられるピットの枠に、あるいは物を置く台に使用されたとみられる瓦のうち、主なものについて触れることにする。

(1) 平瓦(一)—縦39cm、横幅は長い方で21cm、短い方で20cm、厚さ2.2cm前後の完全形をした瓦で、表面には比較的細かい布目が全面に付されている。裏面には何んら整形痕は認められないが、「庭」とみられる篋描きが非常にはっきりと記されている。(第十五図、1)胎土は細かい石片を含むが良く精製されている。色は黒味を及びた灰色で、焼成・整形等は、記銘瓦にふさわしい良い瓦である。中央部分から周囲にかけてひびが入った状態で発見されたが、これは使用後、今日に至るまでの土圧によるものとみられる、縦割りされた



第十五図 瓦 拓 本

平瓦と「L字」状に生まれ、No. 27号住居跡(W 106.5—N 36.5所在)の床面から掘り込まれたピット状遺構の縁から発見された。

(ロ) 平瓦(一)一縦 25 cm、横 13 cm程の隅の部分の破片、非常に偏平な平瓦である。表面は、中程度のややゆがんだ布目が全面的に付されていたようであるが、周縁部は磨消されている。裏面は全面に目の通った縄目の条痕が認められる。厚さは、2.5 cm前後で、胎土は挟雑物を含み、特に裏面等の肌はざらついている。しかし、その割に焼成は良く、色は灰白色を呈する。出土させた住居跡は、No. 31号住居(W 126.5—S 53.5所在)で非常に堅い床面に密着した状態で発見されており、物を置く台かなにかに使用されたものと想像される。

(ハ) 軒丸瓦(第十五図 2,3)一瓦当面は約 $\frac{1}{2}$ が欠損しているが、直径は 15 cm前後である。中房は比較的大きく、蓮子は中心蓮子が1個のみとみられる。胡桃形はその端は中房の縁に接し、ややくずれ棒状に表現されるが蓮弁等の線に比して僅かに太い。胡桃形を包んで剣形した蓮弁が4枚その弁間には「T」字状の装飾が同じく4個表現されている。外縁は、内区より3~4 mm程突出しているが、縁の稜線はくずれ丸味をもち、その幅も一定しない。(第十五図、3)割竹状の筒部は、端の部分は欠損し 25 cmを残すのみであるが、その表面には、「木」字が篋状器具によって深く刻みこまれている。(第十五図、2)内面は一面に比較的細かい布目痕があり、これは瓦当面の裏にまで及んでいる。胎土は挟雑物が多いが比較的良く精製され、色は青味を及びた灰白色で焼成も良い。No. 13号住居跡(W 46.5—N 49.5所在)の東壁南寄りの位置に据えられた、竈の焚口の壁に使用されたもので、そのため瓦当面は非常にあれている。

(ニ) 鬼瓦(図版)一下部右側約 $\frac{1}{4}$ の破片であるが、その形は、他の例からしてアーチ状をしたものと推定される。眼は半球状をなして突出していたものらしく剝離の痕跡が認められる。鼻は高いがあまり張らず、その両脇には半球形のコブが2個ずつ横に並んでいる。歯は上歯のみ左右3個ずつ6個あったとみられるが、4個しか残っていない。周縁は二重となり、内縁には毛髯を表わしたとみられる変形唐草文が、外縁には珠文帯がめぐらされている。厚さは3 cm前後であり、胎土は良く精製され、色は中央部は赤褐色で周辺部は青味のかかった灰白色を呈する。出土させた住居跡はNo. 25住居跡(W 106.5—N 29.5所在)で床面に表面を下に張りつけたような状態で発見された。

### 3 鉄器及銅器類 (第十六図)

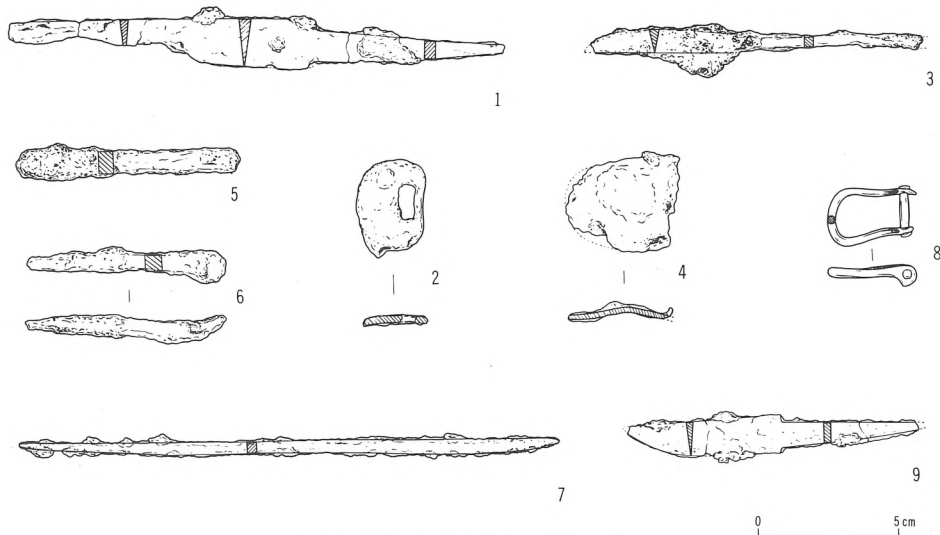
本地域の住居跡からは、鉄器類は出土が比較的多かった。これら鉄器類の多くは、その性質上腐蝕変形し、その形状のはっきりしないものもあった。よって、ここではやや形のわかるものについて、しかも明らかに床面に接して発見されたものについてのみ触れることにする。なお銅器は、バンドの鉸具とみられるものが発見された。

(イ) 切削工具状鉄器(第十六図、1)―全長は18 cmで、刃部の長さは4 cm程で両端はコミ部となっている。また刃部の幅は1.8 cmである。その形は、最初に刀子形に製作したものを(あるいは本来は刀子であったかも知れない)、刃部を元の方から4 cm程残こし、その先を加工しコミ部としたもので、現在、桶屋あるいは棒屋等において使用している所謂「セン」に近いものとみられる。出土させた住居跡は、No. 21 住居跡(W 106.5―N 16.5 所在)で、これに接近しては後記する。長さ35 cmにも及ぶ巨大な砥石が伴出している。

(ロ) 帯金具状の鉄器(第十六図、2)―半円形に近い形をしたもので、縦2.3、横3.3 cm前後、厚さ0.3のものである。弦部に近い位置には長方形(1.2×0.4 cm)の穴があげられている。表裏の区別があり、表面は周囲の縁があとされ中央部は幾分膨みをもっている。裏面は平面的で、この面を何にかに貼りつけて使用したものとみられる。出土させた住居跡は、No. 35 住居跡(W 23.5―S 33.5 所在)であった。

(ハ) 鎌状鉄器(第十六図、3) 断面が方形をした細長い部分に、長さ約4.5 cm、幅1 cm程の刀刃状の断面をもった部分がついている。なお、断面方形の細長い部分は、その端が折れており長さは不明である。No. 14 住居跡(W 46.5―N 56.5 所在)から出土したが、この住居跡からは、次に記す鉄板状の金具、断面方形の釘状金具等がある。

(ニ) 板状鉄器(第十六図、4)―残欠品であるために全体の形は不明であるが、残っている



第十六図 鉄器及び銅器類

のは端の部分で尖端部は丸味をもっている。幅は3.3 cm、厚さは0.1 cm前後で極く薄い板状の金具で、前記(イ)の金具に接近した位置から発見された。

(ホ)、釘状鉄器(其の一)(第十六図、5)―長さ7.5 cmの残片であるが良く鍛練されている。断面は0.8×0.5 cmの方形を呈し、角釘の身部のように思われるが、その両端が欠損して明らかでない。

釘状鉄器(其の二)(第十六図、6)―長さ7 cmでその一端は欠損している。頭部とみられる部分は、扁平となりスプーン状の角度をもって身の部分に接続する。身の部分は、断面は0.5 cmの方形で、頭部から尖端部に向かって漸次細くなる。前記其の一と同様によく鍛練されている。

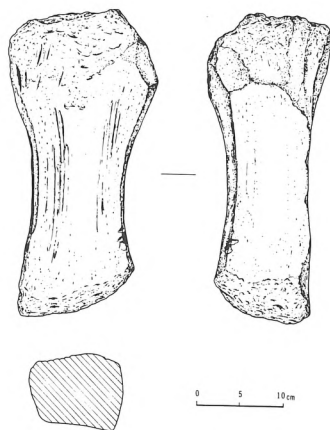
以上釘状金具2個は、前記(ニ)の金具と同じくNo. 14 住居跡から発見された。

(ハ)、ハン状の鉄器(第十六図、7)―その他1片、約19 cmの細長い直線的なもので、その中央部分の断面は0.5 cm程の不整形であるが、これは両端部に向ってそのまま細まる傾向がある。また、この遺物に接近して、断面は1.2 cm前後の方形で、その一端が中空状になっている長さ6 cmの鉄器が発見されている。しかし、この用途は勿論形態も明らかでない。これらはNo. 31 号住居跡(W 126.5—S 53.5 所在)の周壁近くで発見された。

(ト) 銅製鉸具(第十六図、8)―銅の丸棒を素材にしたもので、幅は付け根の部分は1.7 cm、頭の部分は最大幅が2.2 cmと拡がり、そのまま弧状となる。付け根部から頭部の尖端部までは約3 cmである。中央部のさし金具を欠くがおそらく帯の頭部につけられたものと想像される。出土させた住居跡はNo. 19 住居跡(W 66.5—N 43.5 所在)であるが、床面に密着していたというより、埋没土の最下端部即ち、埋没土中にあったとみられ、この点上記の遺物と違って留意する必要がある。

#### 4 砥石(第十七図)

全長約35 cmの巨大な砥石で、その四側面は極端に磨滅し、ツヅミのような形を呈する。石材は多孔質の安山岩で、この種のもは榛名山東南麓の泥流の中にしばしば認められるものであり、おそらく、それらの中から選んだものと推定される。研磨された面のうち、幅の狭い上、下二面は非常に滑らかに磨滅しているが、幅の広い両側面は条痕あるいはわずかな凹凸等も認められ、あらく磨滅しており、面の使い分けがあったようにみられる。出土させた住居跡はNo. 21 住居跡(W 106.5—N 16.5 所在)で、住居跡の周壁に寄せて、しっかりと床面に据えられていた。なお近接して、切削工作具とみられる鉄器が発見されていることは既に記したとおりで



第十七図 砥石

ある。

(2) 墓壇出土の遺物 (第十八図)

本調査においては、7個の墓壇を確認し、それからしてほぼ3箇所にわたって墓地らしき部分のあったことを推定した。以下、墓壇中より発見された遺物について記すことにする。

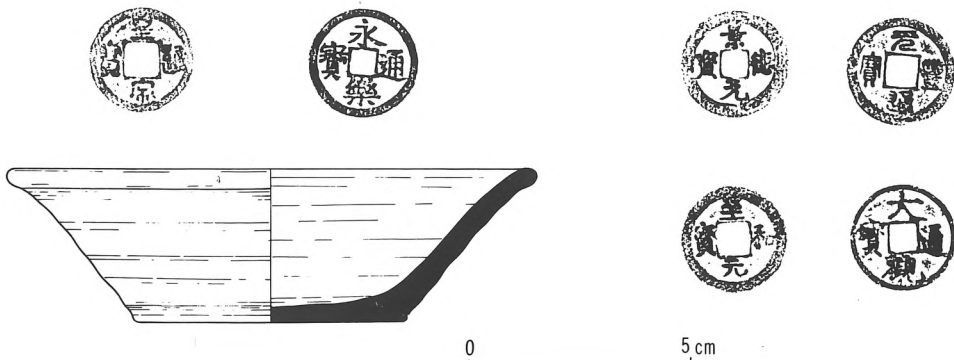
(イ) 銅銭二枚及び素焼皿形土器—W 66、5—S 76、5のグリット中に確認された長方形(60×150 cm)の墓壇(No.3、墓壇)底部から銅銭2枚と、素焼皿形土器が発見された。銅銭は次のとおりである。

皇宋通宝	径2.4 cm、厚さ1.26 mmで比較的小さく、しかも薄い。铸上りも悪く、文字も鮮明でない。	宋、仁宗 1037 年铸
永樂通宝	径2.5 cm、厚さ1.75 mm。铸上りも良く文字は鮮明である。	明、成祖 1408 年铸

また、素焼の皿形土器は、底部は糸切りの平底である。器体部は底部から斜上にほぼ直線上にのびるが、その中程にはかすかな稜線が認められる。胎土は挟雑物は認められるが良く選り、精製されている。しかし、整形は横なでされているが、堅くしめられては無くざっくりしている。焼成もあまく黄褐色を呈する。柔かい器肌をもつにもかかわらず、手ずれ、汚損等はなく新品のため副葬されたものとみられる。

(ロ) 銅銭二枚—W 66、5—S 76、5のグリット中に確認された不定形(50×80 cm)の墓壇(No.5墓壇)の底部においては、頭骸骨が確認されたが、これには下記の銅銭が伴出した。

景德元宝	径2.5 cm、厚さ1.60 mmで輪郭及び文字の彫は深い。しかし、文字は良いがつぶれている。	宋、真宗 1004 年铸
元豊通宝	径2.5 cm厚さ1.5 mmで材質は良い、また文字も良く鮮明である。	宋、神宗 1078 年铸



第十八図 墓壇出土遺物

(イ) 銅銭—W 86,5—N 29,5 のグリットにおいては、屈葬状の姿勢で人骨が発見され、方形の墓壙 (No.1 墓壙) が、南北に走る溝の埋没土とその縁を切って確認されたが、これに近接した位置から人の歯及び簡単な石組が認められ、溝の埋没土中に墓壙の存在が推定された。この銅銭は、その石組付近において発見されたものである。

至和元宝	径 2,5 cm、厚さ 1,60 mm で鋳上りは悪く輪郭。	宋、仁宗、1037 鋳
------	--------------------------------	-------------

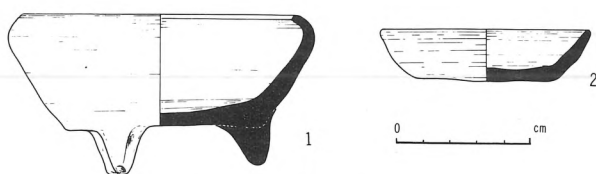
### (3) 溝及び溝状遺構出土の遺物

本地域においては規模・形状あるいは時代を異にする溝及び溝状遺構が多く確認されたが、これら遺構の埋没土中からは、土器、瓦および石塔の頭部等が発見された。これらの遺物は、その出土状態からして必ずしも溝及び溝状遺構の構築あるいはその使用年代を示すものではなく、むしろ、溝及び溝状遺構の埋没の過程に、入り込んだものとみるべきであり、従って、遺構と遺物の時間的關係は特別の場合を除いて、遺物は溝及び溝状遺構の廃棄された時期あるいはそれ以前のものとするべきであり、いちがいに溝の年代によって遺物の年代を決めることはできないし、また遺物によって溝の年代をきめることもできない。しかし、溝及び溝状遺構より発見された遺物には、本地域の歴史的環境及び性格をみるに十分なものもある。よって、溝及び溝状遺構発見の遺物のうち、特徴的なものについて触れることにする。

(イ) 三脚付土器(第十九図,1)—W 66.5—S 82.5 のグリット中に認められた築垣の基礎とみられる遺構に付随する濠の中で、その底部に殆んど接して発見されたものである。底部は篋切りの痕がみられ、その面から手づくねによる角状の脚が 3 個やや外側に向けて付けられている。器体部の形は底部から直斜状に開き、周辺部においてゆるく内屈する。胎土は精製され、整形は内面は横なでに、表面は篋によって研磨され、焼成の良いことともあって堅くしまった感じがする。色は器表面はうすい黄褐色を基調とし、口縁部に沿って黒色の部分がある。内面は全面的に黒色を呈し、炭化物の付着が点々とみられる。築垣あるものは濠の廃棄の時期からして、平安時代のものと推定される。

(ロ) 石塔頭部 2 個—上記三脚付土器と同じ濠中において、相接して発見されたものであるが、出土位置は、濠の底部より約 50 cm 上部で、周囲の地層的状况からして、濠が一たんこの高さまで埋没し、しかもなお窪地となっていたところに、何んらかの理由によって、かき込まれたもののようにみられる。

その一つは宝篋印塔の相輪下端部より上部分で、相輪は 6 段ほど認められるが、その刻線は細く浅い。請花は僅かな曲線をもって開くが、蓮弁の表現は極めて平面的であり、刻線も浅い。宝珠は半球形を呈し、上部突起は比較的大きく、全体的に丸味にかけている。石材は面のあらい安山岩を使用している。



第十九図 溝及び溝状遺構出土遺物(一)

他は、五輪塔の空、風の二輪であるが、両者を区切る溝は浅い。空輪は上部はふっくらと膨み、その頂上部に突起がある。石材は安山岩を使用している。

これら二つの造られた時期は、その形等からして、室町時代とみられる。

(イ) 素焼小皿(第十九図、2)—W 31.5—S 2.5のグリット中に認められた、中世おそらく室町時代とみられる東西に走る大規模の溝の底において発見されたもので、底部は糸切り痕のある平底である。口縁部は器表では、その中段において僅かに内屈する。胎土は比較的良好で、器表・内面とも細かい横なでの痕がある。焼成はややあまいが一樣に焼きあがり、黄褐色を呈する。他地域出土のこの種のものには、しばしば口縁部に煤等の付着しているものがあることから、おそらく灯明皿に使用されたものとみられる。なお、その時期は、鎌倉時代から室町時代にかけてのものと推定される。

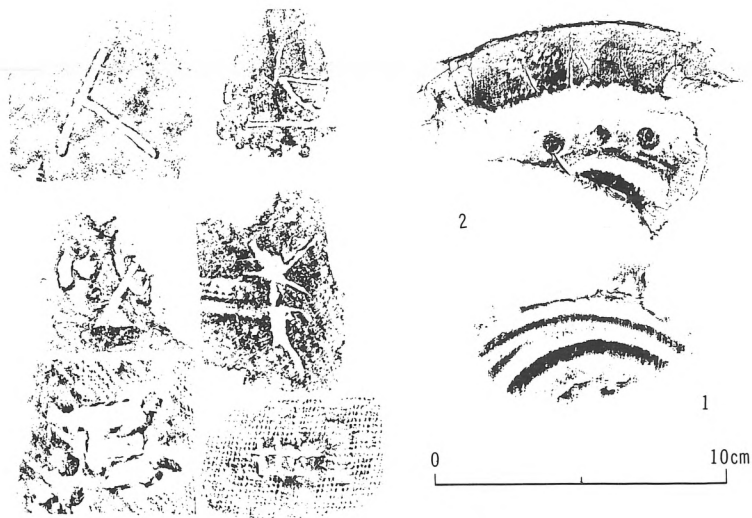
(ニ) 瓦溝及び溝状遺構から出土した瓦は、その総てが残片であったが、時代的には、中世以前のものの中世のもの二つに分けることができる。ところで中世以前のものについては文字瓦を除いて特記するようなものは認められなかった。また中世のものとしては、巴文の軒丸瓦の二例がある。このうち文字瓦については、その出土状態からして、特に溝及び溝状遺構と直接的に関係あるとみられるものはなかった。よって文字瓦については、一括して触れることにする。

①、文字瓦、(第二十図)—文字あるいは文字とみられるものは6例あるが、それらはすべて窺描きによるものであり、このうち明らかに解読されるものには、「人」・「叱」が、また判読されるものには「正」があり、他の3例は不明である。

②、巴文軒丸瓦—W 86.5—N 16.5のグリットにおいて認められた南北に走る中規模の溝中より発見されたもので、両者とも残片で、瓦当面の直径は共に15cm前後と推定されるが、装飾文様、焼成度、色調等はやや趣きを異にする。

其の一、(第二十図)—内区には、巴文の非常に細く長い尾が右廻りにめぐるとのみで、ほかに何んら装飾らしきものはない。周縁は内区面より5mm程突出し、その幅は1.5cmである。胎土は挾雑物を比較的多く含み、焼成度も高くなく柔い感じがする。色は灰褐色を呈する。面の整形は比較的丁寧になされている。おそらく鎌倉期のものと推定される。

其の二、(第二十図、2)—内区には、その中央に前者に比べて頭部が大きく、尾の短い巴文が左廻りにめぐり、その周囲には珠文が付されている。外縁は、内区より約6mm突出し、その幅は2.2cmで前者より厚い。胎土は比較的良好で精製され、焼成度も高く、色は青灰色



第二十図 溝及び溝状遺構出土遺物(二)

を呈する。整形は、瓦当面は粗雑であるが、裏面は良く研磨されている。布目痕等は全く認められない。

#### (4) その他の場所からの出土遺物

(第二十一、二十二図)

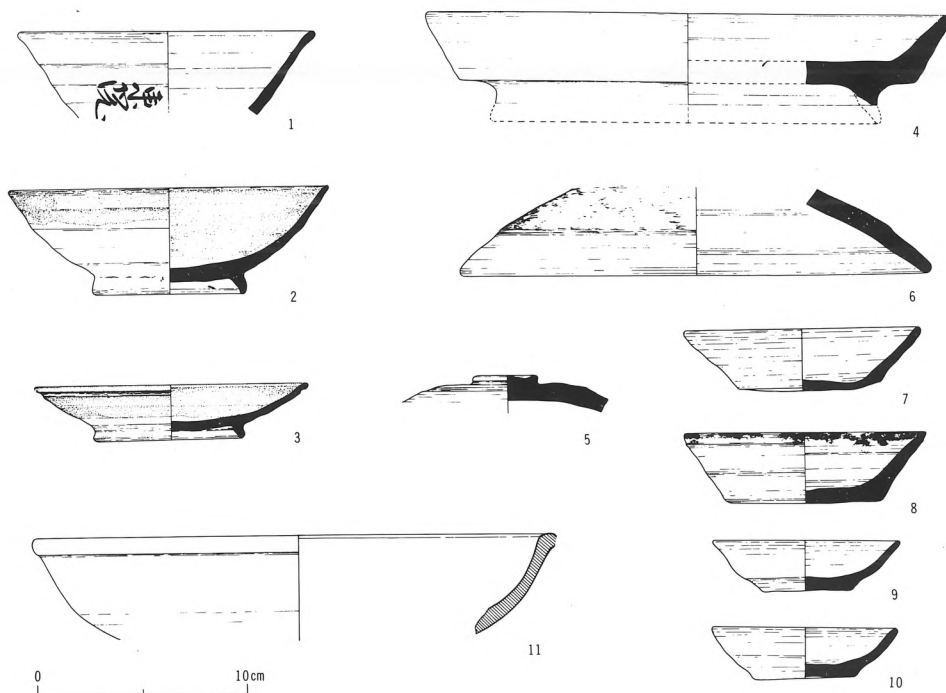
本調査においては、僧・尼両寺の中間地域という遺跡地の性格からして、遺構とは関連のないかなりの量の古代から中世にかけての遺物を検出することができた。これらのうち特に注目される遺物には次のようなものがある。

(イ)、「東院」墨書記銘土器片(第二十一図、1)－W 93.5－S 99.5の耕作土において発見されたものであるが、その土器は前記住居跡出土土器のⅢ類に属する碗形土器の口縁部からその中腹部にかけての破片で、中腹部の一部を除いて内・表面共に黒色を呈する。墨書による記銘は、その中腹部の灰白色の部分に、東大寺等にみられる写経の文字に非常によく似た書体で、「東院」と銘記されている。出土地点から東北方約30mの地点においては、濠及び築垣の基礎とみられる巨大な遺構が本調査においては確認されており、これに圍繞された東院なる建物の存在が推定される。よって、この土器は、おそらくその建物即ち東院に所属するものと推察される。なお、その東院は位置的な関連からして、僧寺の東院と推定される。

(ロ)、「施釉陶質土器」(第二十一図、2、3)－胎土に陶質土を使用し、灰釉とみられる釉を周縁部から下腹部にかけての灰白色を呈する硬質の土器で、本調査においてはやや器形を推測し得るものが2点発見されている。

その一、(第二十一図、2)－W 93.5－S 66.5のグリットで発見されたもので高台付の碗形





第二十一図 その他の場所からの出土物(一)

を呈したもので、底部には篋切りとみられる痕跡がある。高台は、はり付け高台とみられる。その形は、内湾する曲線をもって下方にのび、下端は、丸味をもっている。器壁は、底部から口縁部にかけてゆるやかに内湾する。器肉は底部は厚いが、器壁では比較的薄い。整形は横なでにより良く整えられているが、巻あげとみられる凹凸の跡が僅かに認められる。施釉の方法は、口縁部内・外面に特に施し、下部へは垂している。色は、釉薬の固った部分は緑色を及び石灰白であるが、他は灰白色でテリがある。

その二、(第二十一図、3)－E 13.5－N 9.5のグリットで発見されたもので、高台付の皿形をしたものである。高台は縁のおとされた丸味をもったもので、直斜状にはり付けられている。器壁部は、僅かに曲線をもって大きく開き、口縁部外側には浅い沈線が一周する。施釉の方法は器をさかさにして、器壁部分を釉液に浸したかの感じがし、器壁には一面に施釉がみられ、しかも、施釉部分とそうでない部分との境は明瞭である。なお、施釉されなかった底部にも部分的に釉の付着がみられる。色は前者とほぼ同様である。

(イ)、盤状須恵質土器(第二十一図、4)－W 86.5－N 3.5のグリットの内に確認された南北に走る中規模の溝の縁で検出された小さなビット状遺構の中から、他の土器片と共に発見されたものである。直径は約25cmの比較的大きい須恵質の盤状土器の破片である。底部には直斜状に下端部のコケた高台が付されているが、欠損が甚だしく、故意に打ち欠いたもののようにもみられる。器壁は短いがやはり直斜状にのびる。胎土は細かい挟雑物を含む

が比較的良く精選されている。器内・外面は、横なでの整形痕を残す。特に内面ではそれが鮮やかである。また、底面には自然釉がかなりの範囲に付着している。焼成度は比較的が高く、色は灰色をなす須恵質の土器である。

(二)、蓋及び蓋状土器(第二十一図5、6)—W 176.5—N 23.5のグリットの住居跡状の遺構からは多くの土器片が発見されたが、この中に蓋及び蓋状の土器二片が認められた。

その一(第二十一図5)中央頂上部には、円盤状のツマミがある。この上面は、周囲は縁高となり、またその中心部も先の尖った突起があり凹凸がある。ツマミの付着してある部分から周縁部にかけては、やや膨みをもって曲線的に移行する。整形は、特に器表面においては、ツマミ部を中心に同心円状に横なでされている。青味をおびた灰白色を呈する須恵質の土器である。

その二、(第二十一図、6)—中央部を欠く周辺部の破片で直径約22cm前後と推定される膨みをもった皿状の器形で、器内面及び器表の周辺部は、細かい横なでの痕が残り比較的滑らかに整形されているが、他の部分はあらく整形され擦痕が目立つ。器肉は比較的厚く、胎土は緻密である。所謂瓦器的な焼成で黄褐色を呈する。

(ホ) 小皿各種(第二十一図、7~10)—何れも素焼、平底の小皿で、大きさによって次の2種に大別することができる。

その一、口径11cm前後で、この種のものとしては大きい方に属する。底部に糸切り痕を残すもの(A)と、糸切り痕のみられないもの(B)とがある。Aに属するものとしては、E 13.5—N 3.5(第二十一図、7)とW 93.5—S 66.5のグリットで発見された2例がある。Bに属するものには、E 23.5—S 39.5のグリットで発見された1例がある。(第二十一図、8)

その二、口径9cm前後で、この種のものとしては中型のものである。何れも底部には糸切り痕を残す。E 13.5—N 50のグリットで発見されたものである。(第二十一図9、10)

以上の2種は、何れにも口縁部に粘性の煤が付着しており、灯明皿として使用されたものとみられる。ところでその差異は、大きさを除いて形態的には殆んど違いがないので、おそらく使用土の違いとみられる。なお、これが使用された時期は、土器のもつ特徴とその出土状態からして鎌倉時代から室町時代にかけてのものとみられる。

(ハ) 青磁片(第二十一図、11)—口辺部の破片で、口径25cm程の碗形と考えられる。口縁部は外側に丸く肥厚する。器壁は僅かに内湾し、その形からして、碗形としても浅い感じのものとして推定される。胎土は、灰白色細土を使用し、器表・内面共に暗草色の透明釉が施されている。おそらく日宋貿易によってもたらされたもので、鎌倉時代か室町時代に使用されたものとみられる。

(ト) 瓦—遺構と直接関係なく発見された瓦は何れも完全なものはなかったが、時代的には奈良~平安時代とみられる古代瓦と鎌倉~室町時代とみられる中世瓦の2種に大別するこ



第二十二図 その他の場所からの出土遺物(二)

とができる。

○古代瓦 国分寺と直接的に関連があるとみられる瓦で、軒丸、軒平及び文字瓦の3種に分けることができる。

1 軒丸瓦、その文様から素弁蓮華文、単弁蓮華文の2種に更に分けることができる。

①、素弁蓮華文瓦、(第二十二図、1)―E 23.5―S 53.5のグリット内に確認された、小鍛冶の工房とみられる堅穴住居状の遺構の、楕円形(1 m × 80 cm)の張出部の埋没土中から発見されたものである。瓦当面は華弁帯の中央部が曲線をもって前面に張出し、従って、華弁は外反するように表現されている。中房は比較的大きく内には5個の蓮子がある。華弁は、両端の尖った2本のひも状の隆起線で表現される。周辺部は欠損している。従来、上野国分寺の代表的な瓦とされているものの1つである。

②、単弁蓮華文瓦―何れも残片であるが、蓮弁の表現の方法等によって次の4つに分けることができる。

其の一、蓮弁を単線によって表現したものである。W 176.5―N 23.5のグリット中から出土し、周縁帯を欠く約 $\frac{1}{2}$ の残片である。中房は非常に細くかぼそい。そしてこれを囲む蓮弁の線は平板的である。華弁数は5弁とみられる。蓮子の有無あるいはその数は明らかでない。瓦当面の厚さは1.1 cm前後で薄い。またその背面はあらく横なでされてあるだけで、布目痕の跡等は全くみられない。(第二十二図、2)

其の二、蓮弁を二重線によって表現したものである。W 63.5―S 79.5のグリットから出

土したもので、華弁帯の部分を中心とした破片で、全体的な文様・形等は不明である。しかし、その残部からみると、胡桃形は棒状の低い線で表現され、それを包んでやはり同様な線で蓮弁が表現されている。その形・大きさからして、弁数は5弁で、すこぶる平面的な装飾文の瓦とみられる。瓦当面の厚さは2cm前後で、背面はあらく整形され布目痕等はみられない。上野国分寺瓦の中では比較的目的につく瓦である。(第二十二図、3)

其三、蓮弁を三重線によって表現したものである。W176、5-N2、5のグリットから出土したもので、瓦当面中心部の破片である。中房の中には4個の蓮子が認められる。蓮弁は細長い紡垂形をした胡桃形を包んで三重線によって4弁表現されている。しかし、それらの輪郭はあまり明瞭でない。背面には布目痕が付されている。(第二十二図4)

其の四、弁間にT字状の装飾をほどこしたものである。W63、5-S79、5のグリット中から出土した華弁帯の破片である。やや太い先の尖った胡桃形を包んで剣形をした蓮弁が表現され、その弁間には「T」字状の装飾がほどこされている。W46、5-N49、5のグリットに所在する竪穴住居跡の竈の焚口を使用してあった軒丸瓦の装飾に類似したものである。(第二十二図5)

2 軒平瓦、一その文様から次の3つに分けることができる。

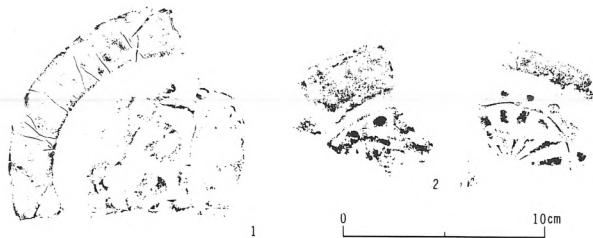
其一、均正唐草文の瓦で、W66、5-N430、5のグリット中から発見されたものである。その中央には宝珠状の中心装飾があり、左右に定形化されていない唐草文がのび、その周囲は二重線によって縁どられている。しかし、これらの輪郭はあまり画然としていない。顎は所謂段顎となり、表面には布目痕がみられる。上野国分寺瓦としては数少ない例品である。(第二十二図6)

其二、扁行唐草文の瓦で、W176、5-S2、5のグリット中から出土したものである。内区には、右扁行の蕨状の一返一葉の唐草があり、その周囲は二重線によって縁どられる。厚さは4cm前後の比較的薄いものである。顎は所謂曲線顎である。(第二十二図、9)ほかに同文様とみられる1例があるが、それは、段顎である。(第二十二図、8)

其三、変形唐草文の瓦で、W64、5-N56、5のグリット中から発見されたものである。その文様は太く平板的な線で、瓦当面の中央よりやや右端寄りに、右は耳たぶ状を左はS字状を呈する相対する文様が付され、この文様を中心にして、右側には更にもう1個の耳たぶ状の文様を置く。また左側は本例では欠損しているが、他の例からして一返一葉状の唐草文を展開しているものとみられる。顎は曲線顎であり、表面には細かい布目痕がみられる。(第二十二図、7)

以上、軒平瓦の主なるものについて触れたがこれらのほかに二重弧文とみられる小片が、W176、5-S2、5のグリット内から発見されている。(第二十二図、10)

3 文字瓦、遺構とは直接的には関係なく発見された瓦片の中に、篋描きによる文字瓦が発見された。これらの中で明らかに解続されるものには、「子」と「井」がある。前者はW



第二十三図 その他の場所からの出土遺物(三)

126、5—S 53、5、後者はE 23、5—S 39、5のグリット内から出土した。また破片のため明らかでないが「称」とみられるものがW 46、5—N 69、5のグリット内で発見されている。なお、以上のほかに記号的なものとして「一」、「十」の2例があり、前者はW 66、5—N 3、5のグリットから、後者は126、5—S 66、5のグリットから発見されている。

#### 4 中世瓦

特に目立つものは軒丸瓦の3点で、このうち2点には巴文が、他には菊花の装飾文様が瓦当面に施されている。巴文の2点は、E 23、5—S 39、5のグリット内から発見されたもので、その1つには、比較的頭の大きい巴形の浮文があったようで、剥落した痕跡がある。また巴文の周囲には珠文帯がめぐらされている。外縁は内区面より8mmほど突出し、その幅は2、5cmである。外縁及び背面は滑らかに整形され青灰色を呈する。直径は15cmと推定される。(第二十三図、1) 他は珠文帯と巴文の尾らしい隆起した部分が僅かに認められる周辺部の破片で、前者に比してその焼成がややあまい。(第二十三図、2)

菊花状の装飾文をもつ瓦は、W 66、5—N 16、5のグリット中から発見されたもので、約 $\frac{1}{2}$ ほどの破片である。内区中央には菊花弁とみられる装飾が、その周囲には珠文帯がめぐらされている。外縁帯は内区より6mmほど突出し、その幅は1、7cm程である。直径は12cm弱とみられる小型の瓦である。(第二十三図、3)

5 銅銭—W 66、5—S 93、5のグリットから、「大観通宝」(宋 帝 年鑄)が発見された。北方約10mの辺りには室町時代とみられる墓地の存在が推定されているので、おそらく中世の墳墓に副葬されたものとみられる。(第十八図)

## VI 結 語

本調査は、上野国分僧寺と尼寺に挟まれた地域に分布する国分寺に関する遺跡及びその他の遺跡を明確にし、文化財保護行政上の資料を作製し、開発諸事業との調整をはかることを趣旨として行ったものであるが、調査の実際に当っては、上記趣旨にそって、更に具体的な目標を次のように設定し調査に当たった。

- ① 国分僧寺の東の限界と同尼寺の西の限界を明らかにし、所謂中間地域の範囲を具体

的に明らかにする。

② 僧・尼両寺の中間地域における、国分寺関係の遺跡・遺物を明らかにし、国分寺建立とそれに続く時期の、国分寺周辺の歴史的環境を明らかにする。

③ 僧・尼両寺の中間地域における、国分寺建立以前と壊滅以後の遺跡と遺物を明らかにし、この地域における国分寺を中心とした歴史的変遷の様態を明らかにする。

ところで、従来の国分寺あるいはこれに関する調査研究は、全国的にみても、その殆んどが寺域内部の調査に止まり、その周辺特に僧・尼両寺に挟まれた中間地域についての学術的発掘調査を行った例は皆無であり、ここに本調査の意義を改めて痛感したのである。

調査は作物等の補償の問題で、当初の計画を大幅に変更せざるを得ない事態も発生したが、幸い、作業そのものは順調に進展し、この地域における遺跡・遺物の存在をほぼ明らかにし得ることができ初期の目的をほぼ達成したかに思える。しかし、大局的にみると、調査の対象地域はあまりにも広く約6ヘクタールにも及ぶものであり、このうち、調査を完了した面積は、約9平方メートルのグリットを91個所、即ち、僅かに約8アールに過ぎず、調査対象地域に対する調査面積の割合は $\frac{1}{80}$ 弱ということになり調査の完了は未だの感がする。しかるに調査の方法において、まず10m間隔に東西南北各方向に基点を設定して、結果的には全調査地域を10m目の網をかけた形とし、その中で原則的に20mおきの3mのトレンチを設け、更にその中を3乃至4mおきに区切りグリットを設定する等して、でき得る限り広範囲に調査がいきとどく様に配慮した。従って、調査範囲は僅かであっても、本調査の結果は、本地域における遺跡・遺物の在り方を示すものと信ずるものである。ともあれ、この地域は予想に違わず貴重な遺跡・遺物が続々と発見され、この地の重要性は増々高められた。以下、調査結果の概略を記することにする。

まず、調査の具体的目標の一つである国分僧寺の東の限界と同尼寺の西の限界をきわめ、所謂中間地域の範囲を具体的に明らかにすることについては、幸い、僧寺においては、九条家本延喜式の裏書に国司交替帳の一部が残り、其の部分に丁度上野国分寺の伽藍境内の寸尺が示され、文献上からも寺域の大きさは知れるが、更に現地における金堂跡・塔跡をとりまく、地表の起伏、地割及び道路等の状態は、往時の伽藍配置、境内の大きさを示しているとみられ、ここに文献と現状とを照合すると両者はほぼ一致することから、その範囲は、大体方二町とされ、その位置は群馬町大字東国分の字村前、石堂及び前橋市元総社町の字小見の地にまたがるものとすることができ、自ずと寺域の東の限界更には東門の位置等も推定することができるのである。即ち、東門跡とされる地点には、地下約30cm程のところ礎石があるとも言われてきている。そこで本調査においては、この確認を志したが、礎石の位置する辺りは、史蹟指定地域であるため発掘調査は行わず、ボーリング棒によって探査し確認した。また、関連して、指定地外においてこの礎石と最も接近した地点(W176.5-S2.5)を選び発掘調査した。その結果は、既に移動されたとみられる礎石

1個を確認し、ほかに、ローム層直上までの積土を除去し、そこに何らかの基礎工事的加工を行った痕跡を確認し、この地が、僧寺域の東限あるいは東門跡に極めて接近した位置であることを再確認した。

他方、尼寺については、住谷修氏等によって既に昭和の初期から、その他の推定はなされてはいたものの、寺域の範囲及びその規模等については、全くと言ってよい程不明のまま今日に至ったのである。かかる状態に対して、群馬県教育委員会は、文化財保護行政の一環として、昭和44年度から3か年の計画で尼寺跡の発掘調査を実施することにし、前に第一年次の調査を完了したのであるが、その主な結果は次の通りである。

①、推定地域において、南北一直線上に三棟の建築遺構を確認し、それらの規模あるいは位置的関連からして、一おう南から中門跡・金堂跡及び講堂跡と推定することができる。

②、確認された遺構のうち、金堂跡と講堂跡の心々距離を規準として、その寺域を考察すると、192 m (640 尺) 四方となり、僧寺よりやや小規模であると推定される。

等であり、ここにはじめて尼寺の寺域の範囲とその規模が推定されるに至った。ところで、この推定はその後、昭和45年の第二年次の調査によって、一部確められやや現実視されるに至っている。よって、尼寺の西限界は、本調査において発掘調査を行なうまでもなく推定することができた。

よって、ここに僧・尼両寺に挟まれた所謂中間地域の範囲は、東西 327 m (3 町)、南北 218 m (2 町) とすることができる。

次に、この中間地域における、国分寺に関連する諸遺構及び遺物についての確認であるが、遺物についてはともかくとして、遺構については、時代の決めてが不明確なために、前記地層的検討の方法を採用した。この方法は、浅間、榛名両火山の噴火による火山灰の堆積を時代判定のキーポイントとしたものであり、火山に恵まれた本県において、既に、上野国府の発掘調査の際に気付き、一分応用したことのあるものであるが、本調査においては、これを本格的に採用したのであり、画期的なこととして注目される。

本地域において認められる、明らかな火山灰層は3層あって、これらはその堆積の時期が明らかとなっている。即ち、下層の火山灰層は、浅間山のCスコリアと呼ばれ、4世紀の前半に堆積したものとされる。また、上層の火山灰層は、同じく浅間山のBスコリアと呼ばれ1282年の堆積とされる。そして、この上・下両層の間には、7世紀初頭に噴出し、堆積したとみられる榛名山二ツ岳の軽石がまばらに認められるのである。ところで、上野国分寺が建立され、それが維持された時期は、おおよそ750年頃から、平将門の乱である930年代あるいは足利太郎後綱の乱である1185年頃とされるのであるから、これを地層的にみると、榛名山二ツ岳噴出の火山灰から、浅間山噴出のBスコリアまでの間のこととなるのである。従って、発掘によって、国分寺と関連する遺構あるいは遺物を検出するに当たっては、浅間山Bスコリア直下の地層的变化、あるいはCスコリア層の上部にある榛名山二

ツ岳噴出の火山灰の含まれる地層を検討することによって可能となる訳である。かかる方法等を用いて、概略次のような国分寺関連の遺構を確認した。

#### ① 濠及び築垣の基礎とみられる遺構

僧・尼両寺の中間地点よりやや西に偏した位置（S 79.5—W 66.5）に、幅 2 m 50 cm、深さ 1 m 50 cm の大規模な溝状の遺構があり、それに沿って幅 1 m 50 cm の版築によって非常に堅くつき固められた、東西に走る道路状部分を確認した。この構築の年代は、工築手法と地層の検討等からして、奈良時代のものと思われ、僧・尼両寺と密接な関連ある極めて貴重な遺構とみられる。その性格については、調査した範囲が非常に局部的であるため、その全体的な規模、形状等は全く不明であり、よって明らかではない。しかし、この近接地点からは「東院」と記した墨書の土器片が発見されており、ここに東院と呼ばれた建物の存在を実証しており、これが位置的にみて僧寺の東院に関連する遺構ではないだろうか。他方、確認はされていないが、上野国分僧寺には築垣のあったことが九条家本延喜式の裏書からして明らかであり、また全国的にも、国分寺の周囲に濠を伴った土塁あるいは土塀のあったことが、既に幾つかの例によって明らかにされている。してみると、本遺構は僧寺の東院の周囲を限る濠及び築垣の基礎ではないだろうか。

#### ② 竪穴住居跡

竪穴住居跡あるいはそれとみられる遺構は合せて 39 箇所におわたって確認され、この地域には意外と住居跡の多いことが判明した。これらの住居跡は、調査の目的から全体的に掘りあげられたものではなく、部分的な調査に終っている。従って、現段階において住居跡について、詳細に触れることはできないし、また触れるべきでないと思うが、一おう下記の点を指摘することができる。

イ、確認された竪穴住居跡は、比較的小規模で質素なものである。

ロ、遺跡内における、これら住居跡のあり方は、一定の地域に集中する傾向がみられ、極端な場合には重複しているものさえある。また、そこにおける住居跡の在り方は、やや方向を同じくしており、この限られた地域内において、居住地域の指定が一定の計画のもとに行なわれたものように思える。

ハ、住居跡内において、国分寺使用の瓦と全く同一の瓦が竈構築の材料として、あるいは貯蔵穴とみられる穴の縁に、あるいはまた物を置く台等に盛んに使用されている。

ニ、これら住居跡の時期は、地層的な検討と遺物等からして、国分寺建立とその繁栄の時期である 8 世紀後半から 9 世紀にかけてのものとして推定される。

以上のことから、これら竪穴住居跡に居住した人達は、時間的に位置的に更には居住のし方等からして、国分寺に従属していた比較的社会的地位の低い人達の住居でなかったかと考えられ、特に予想されるものとして、住居内に重要な建築資材の一つである国分寺瓦を盛んに使用していること、柱等の丸味を出すのに特に効果のある鉄製切削工作具（セン）



あるいは巨大な砥石等の出土から、これらの住居は、国分寺の建立とその維持に当たっていた工人等の住居であり、また、住居跡群はその居住地域を示すものではないだろうか。

### ③ 溝状遺構

本地域には合わせて13本の溝及び溝状の遺構が確認されたが、このうち地層的検討更に位置的な在方からして明らかに国分寺の時期とみられるものは、現在の段階においては3本とみられる。これらの溝は、国分僧尼の両寺に挟まれた、この中間地域の土地利用に際して、土地区画等を行ったものとして注目されるが、これらの相関関係は現在明らかでなく、後日の調査の機会を待ちたい。

以上、この中間地域における国分寺関連の遺構について明らかにした訳であるが、これらの遺構、特に竪穴住居跡からは、土師器、須恵器、施釉陶質土器更には瓦等が多数出土しており、国分寺の建立、維持された時期の生活とその推移を考えるうえに貴重な資料となっている。特に、僧寺の南大門から東方約80mの地点(W93.5—S99.5)から発見された、8cm×4cmほどの須恵質の皿形土器の破片には、その所属を意味するとみられる「東院」と言う字が墨書されており、この地におそらく僧寺の東院とみられる建物があったこと、を実証する遺物として貴重な発見であった。要するに、これら遺物遺構を併せると、国分寺建立期とそれに続く時代の国分寺周辺、特に僧・尼両寺の中間地域の歴史的環境はやや明らかとなったと言えよう。

続いて、もう一つの調査の具体的目標である僧・尼両寺の中間地域における、国分寺建立以前と壊滅以後の遺構、遺物を明らかにし、この地域における国分寺を中心とした歴史の変遷について触れることにする。

まず、両寺建立以前の遺構と遺物についてみると、明らかに遺構として認められるものは、全く認められなかった。また遺物としては、縄文式文化に属する所謂蜂巢石と称される石器と、同じく土器片が数片認められるに過ぎなかった。これら石器あるいは土器片は、本地域の南隣接地である染谷川右岸の地域が、縄文土器等の散布地として知られていることから、何んらかの理由によって運ばれたものとも考えられる。この様な考え方はともかく、この地域には国分寺建立以前において人が直接居住した形跡はなく、特に古墳文化期からそれに続く国分寺建立までの間については、それを示す遺構及び遺物が全く認められず注目に値する。即ち、聖武天皇の天平13年(741年)に発せられた国分寺建立の詔勅には、国分寺への占地の条件として、「人に近ければ則ち薰鼻所及、人に遠ければ則ち衆の帰集を勞するを欲せず」とあり、生臭い匂いのおよぶ処、また交通不便の地をさけるようにしているのである。この点本地域に関してみるに、国分寺建立以前においては、既に触れたように人の住んだ形跡は全くなく、従って生臭い匂いのただようような場所ではなかったとみられる。また、交通の便からすれば、本地域の東南方1kmに満たない地域には国府の存在が推定され、決して交通に不便な土地であったとは考えられない。従って建立の詔

勅が忠実に実行されたとみられ、国分寺建立に当たってのこの地域の情勢が伺われる。

代って、国分寺壊滅以降の遺構及び遺物についてみると、特に目立つ遺構としては、すこぶる大規模なものを含む4~5本の溝状遺構と墓拡とがあげられる。溝状遺構のうち、最も規模の大きいものは、東西に走行する、100m以上150m以下の部分をもつもので、その幅は約6m、深さは2m80cmであり、横断面の形状は、斜面にやや中段の認められる逆台形である。この性格は、規模及び形状から単なる灌漑用水路でなく、防衛的な性格をもつものとみられる。また、この構築年代は地層的な検討からして、少なくとも、1281年以降とみられ、中世鎌倉時代の豪族の居館を囲堯するものかと思われ、ここに所謂武家屋敷の存在も推定し得るのである。なお、ここに居館を推定した場合、その位置は、鎌倉期とみられる巴文軒丸瓦の出土や、青磁片の出土から、この溝状遺構の南側と推測され、発見された部分はその北辺と考えられる。また、他の同様な溝状遺構も形状等からして同様な性格をもつものと推定される。従って、この地には、国分寺壊滅以後大規模な居館跡を中心に幾つかの居館跡的なものがあったことが予想される。

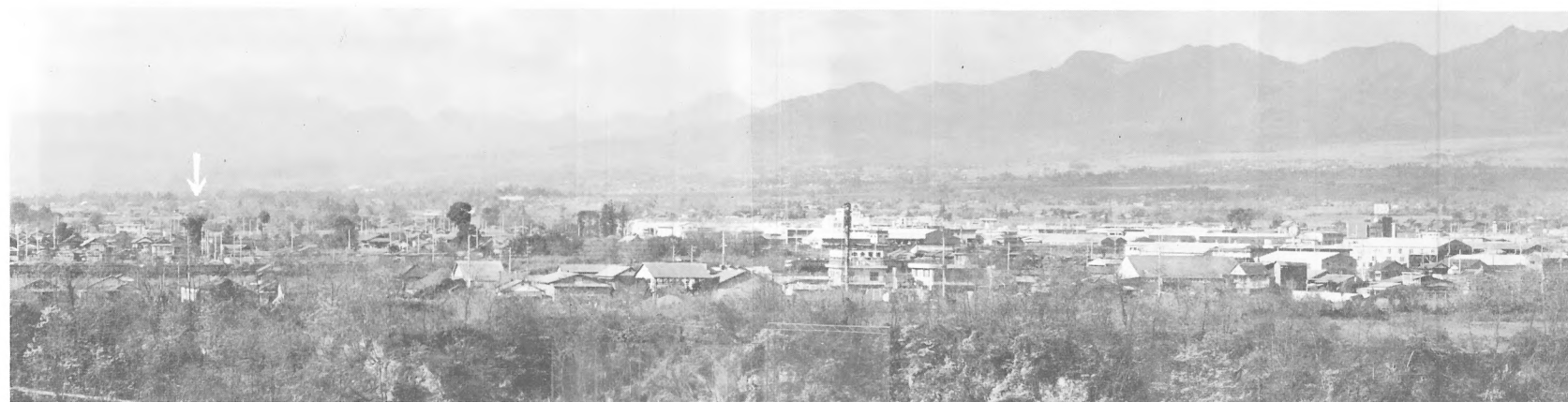
代って、発見された墓壙は、2個所にまとめられ、明らかに確認された墓壙は7個所であった。これら墓壙は数10cm四方の比較的小さいもので、遺骨は其中でかなり窮屈な姿勢で埋葬されていた。しかし、その保存はかなり良好であった。副葬品は二、三の墓拡において認められたが、それらは、宋銭及び素焼の香炉、小皿等であった。従って、この埋葬年代は副葬品あるいは墓拡近くで発見された石塔の一部更には地層的な検討によって、室町時代を中心とする時期と推定された。よって、この地域は、室町時代においては、墓地として利用された部分もあったことが確実となった。

なお、時代は更に降って、おそらく江戸時代と思われるが、この地域には幅40cm前後深さ50cm前後の溝状の遺構が、縦横に掘られた形跡のあることが認められたが、その機能や目的はわからない。農作業に関連あるように思えた。

以上、調査の主な結果を調査の目的に沿って触れたが、本調査によって今まで全く不明であった国分寺周辺、特に僧、尼寺に挟まれた中間地域の歴史的環境が、ここに充分ではないまでも明らかとなり、又明らかにする手がかりを得たが、その意義は大きいと言えよう。

言うまでもなく、上野国分寺は、聖武天皇の詔勅によって行政の一環として、ここ群馬町東国分と前橋市元総社町の一部の地に建立されたことは事実であり、また、国分寺が僧寺と尼寺の両寺からなることも否定し難い事実である。これら二つの事実のうえに立って、僧・尼両寺の中間地域に対して発掘調査を実施したわけであるが、果せるかな、この地域からは前記したような貴重な遺構や遺物が多量に発見され、国分寺あるいはそれをめぐる歴史的環境を究明する場合、ここが極めて重要な地域であることが判明した。よって、われわれはこの地域が、他の地域と異なり、寺域同様に学術的並びに文化財として高い価値

を有する地域であることを確認するに至った。



(1) 調 査 地 域 遠 望



(2) 調 査 地 域 範 囲



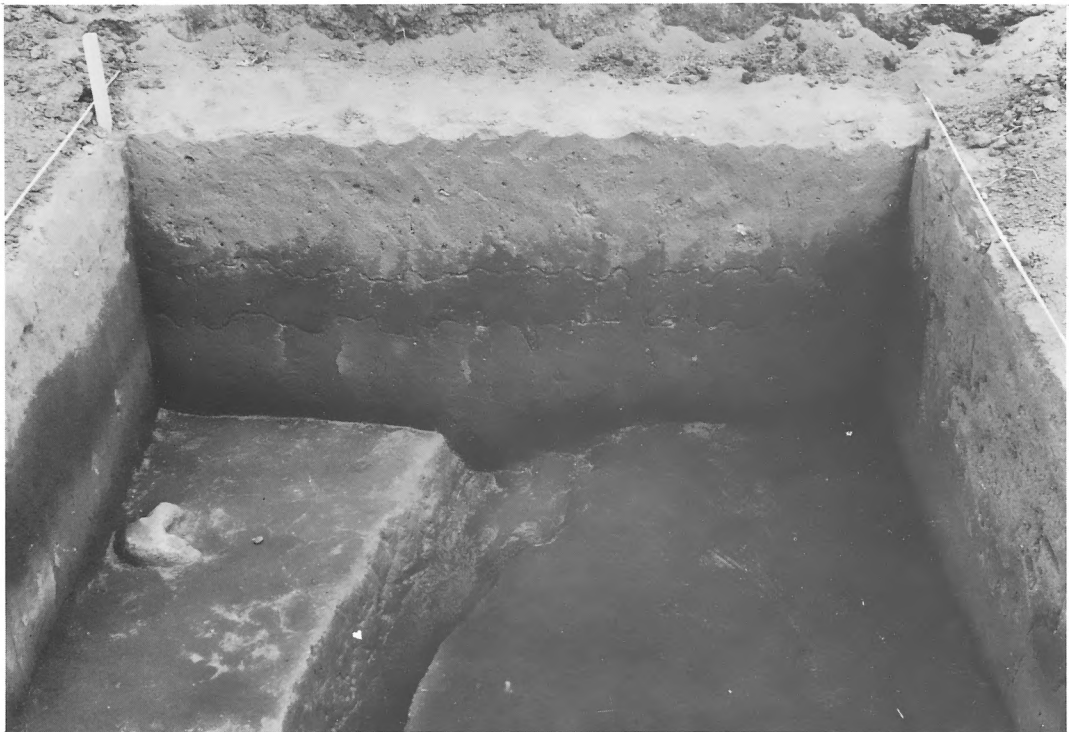
(1) E 13.5 列の各グリット



(2) W 86.5 列の各グリット



(1) ブロック塊の配列 (E 33.5—N 9.5)



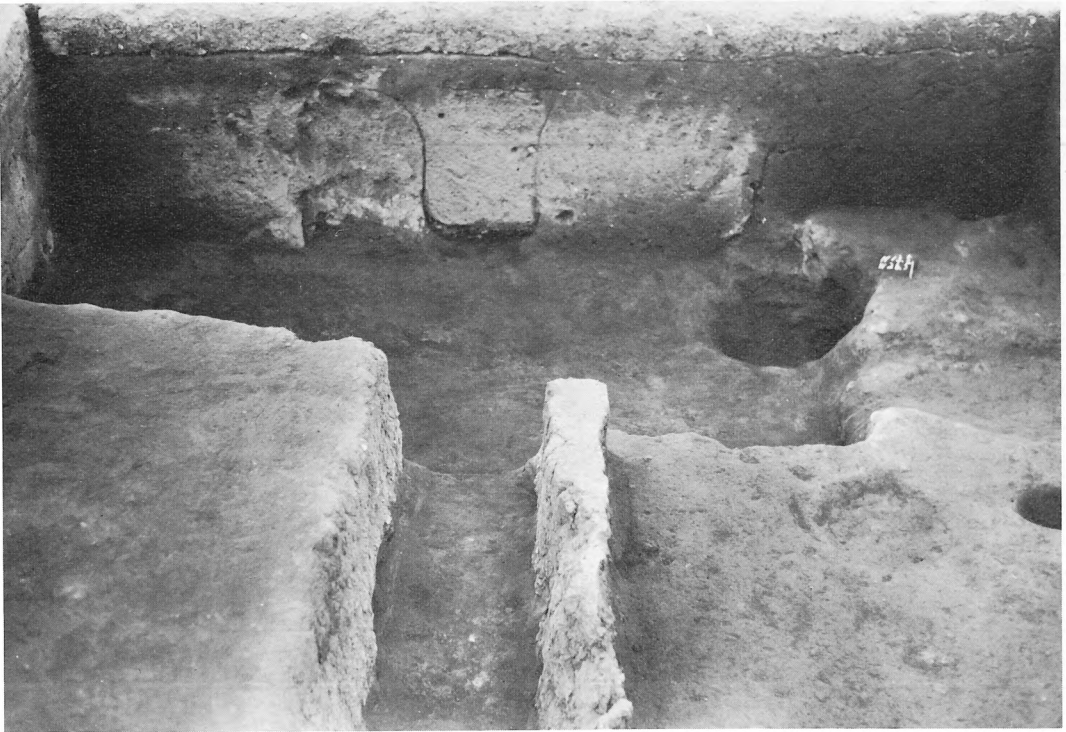
(2) 竪穴住居跡の一部 (E 33.5—N 23.5)



(1) 調査地域の地層 (E 13.5—N 36.5)



(2) 小規模の溝 (E 13.5—N 9.5)

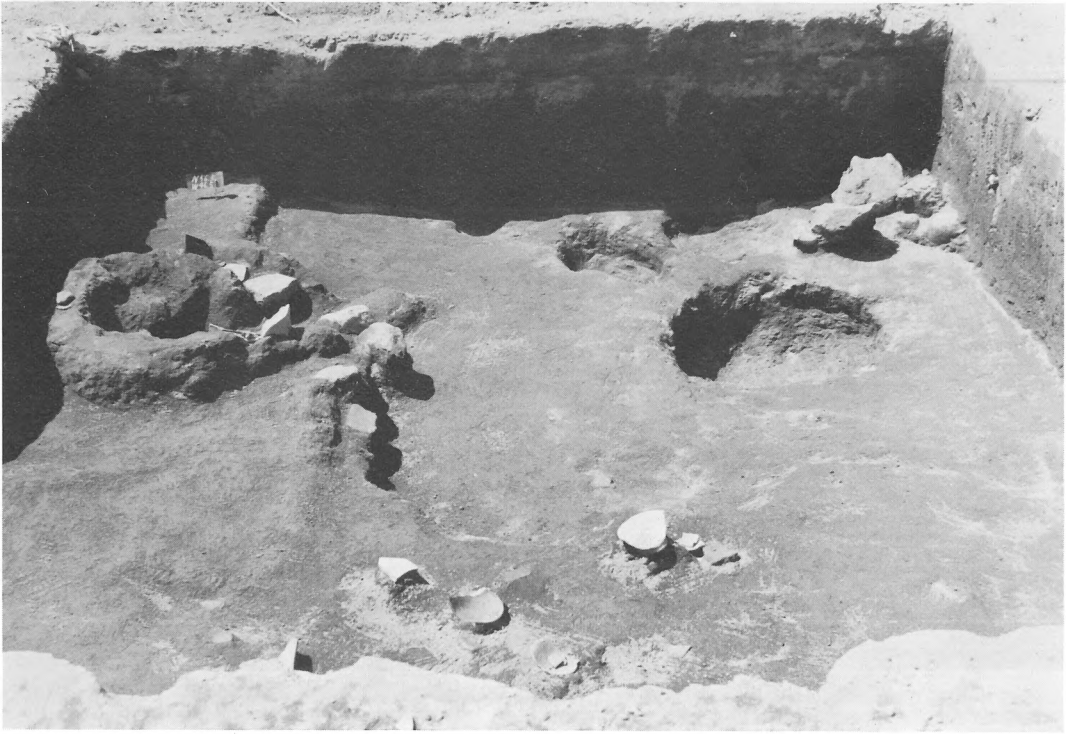


(1) 小規模の溝と竪穴住居跡の切りあい (W 26.5—13.5)

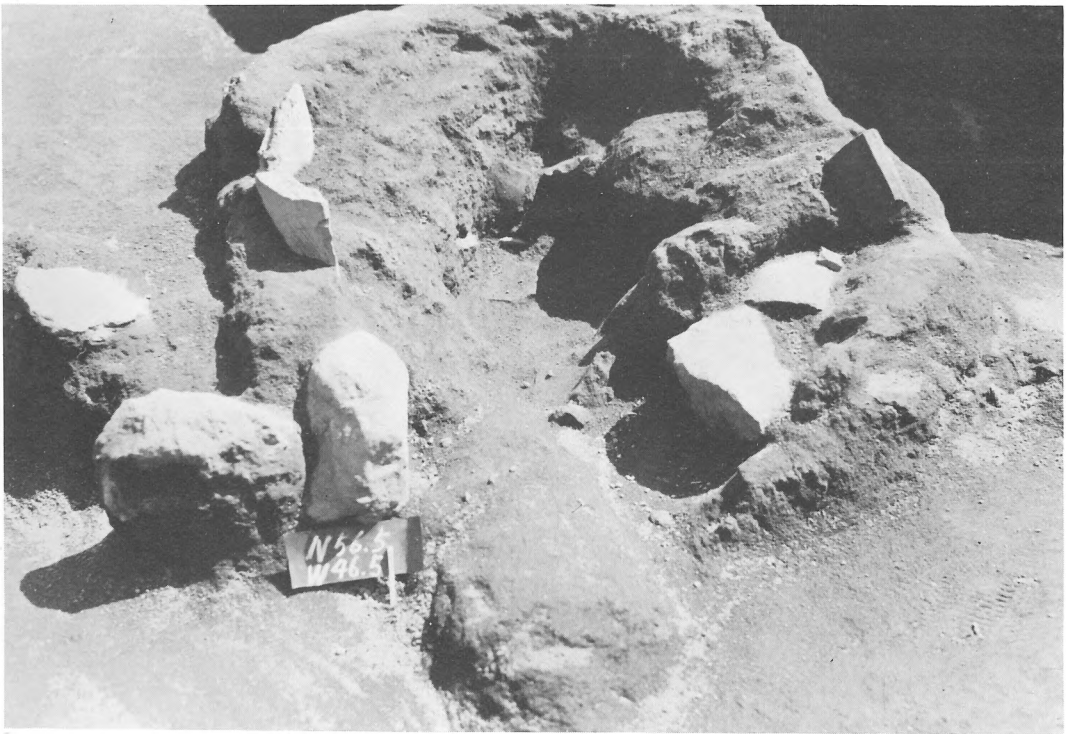


(2) 大規模の溝(南半分)の埋没状態 (W—S)





(1) 竪穴住居跡の一部 (W 46.5—N 56.5)



(2) 同上住居跡の竈 (W 46.5—N 56.5)



(1) 竈(一) (W 46.5—N 49.5)



(2) 竈(二) (W 46.5—N 9.5)



(1) 中規模の溝 (W 86.5—N 3.5)



(2) 中規模の溝と墓壇 (W 86.5—N 29.5)



(1) 竪穴住居跡の床面と遺物の出土状態 (W 106. 5—N 36. 5)



(2) 同上住居跡内瓦出土状態



(1) 住居跡内砥石及切削工具出土状態 (W 106. 5—N 16. 5)



(2) 住居跡内の鬼瓦 (W 106. 5—29. 5)



(1) 僧寺東門跡付近の礎石 (W 176.5—S 2.5)



(2) 同上付近の床面状遺構 (W 176.5—S 2.5)



(1) 小規模の溝(古い)(W 153.5)



(2) 竪穴住居跡の床面と遺物の出土状態(W 126.5—S 53.5)



(1) 竪穴住居跡の一部 (W 66.5-N 9.5)

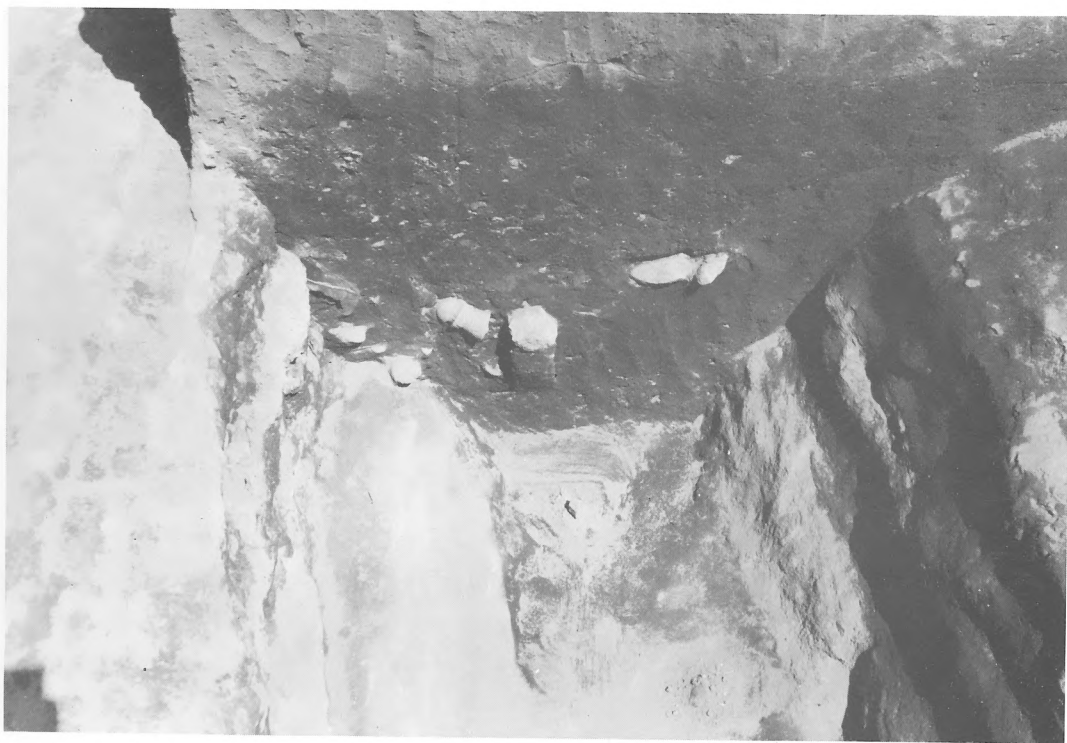


(2) 住居跡床面と銅製鉸具出土状態 (W 66.5-N 43.5)





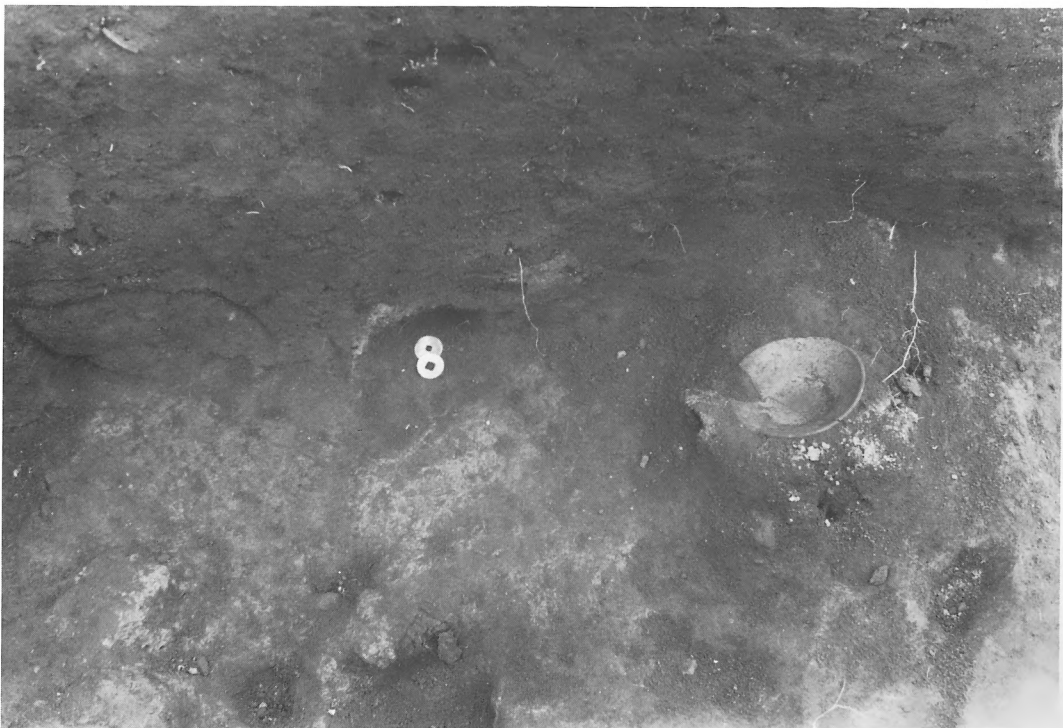
(1) 築垣の基礎とみられる遺構 (W 66.5—S 79.5)



(2) 同上遺構の南接する大規模な溝 (W 66.5—S 82.5)



(1) 大規模な溝底部付近の遺物出土状態 (W 66. 5—S 82. 5)



(2) 墓壙内遺物出土状態 (W 66. 5—S 76. 5)



(1) 竪穴住居跡に付属する古鍛冶跡？（E 23.5—S 53.5）



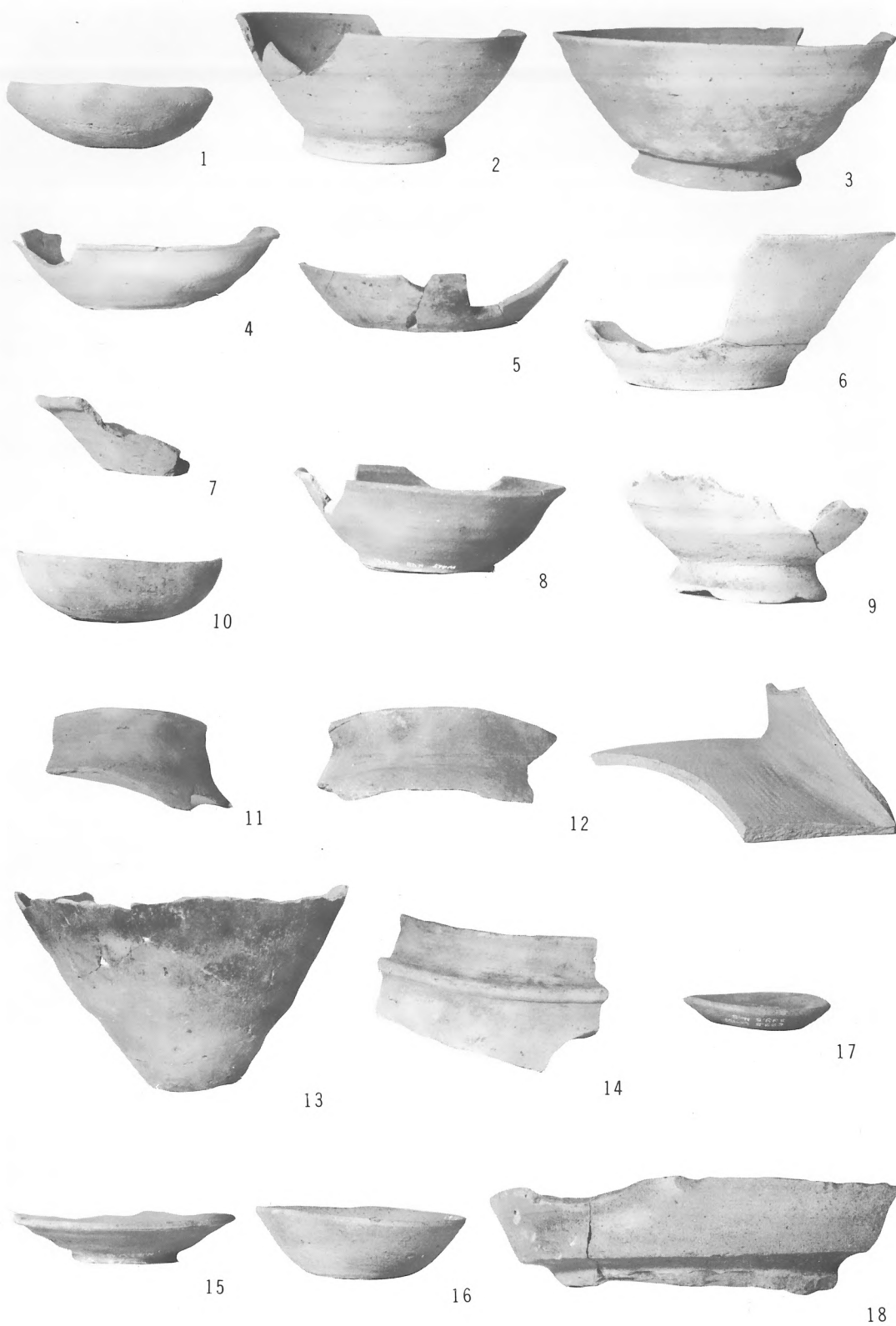
(2) 同上古鍛冶跡？埋没土中の遺物



(1) 竪穴住居跡の一部 (E 23.5—S 39.5)



(2) 中規模の溝と遺物の出土状態 (E 23.5—S 13.5)

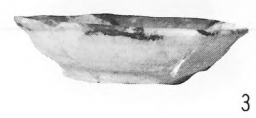




1



2



3



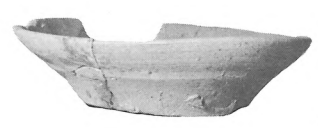
4



5



6



7



8



9



10



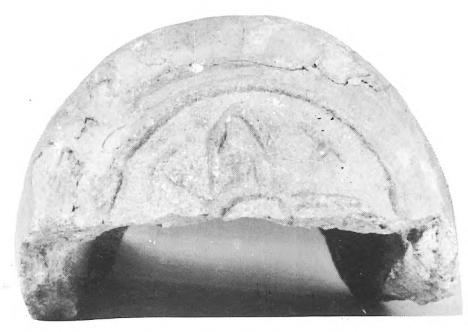
11



12



13



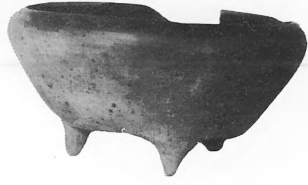
14



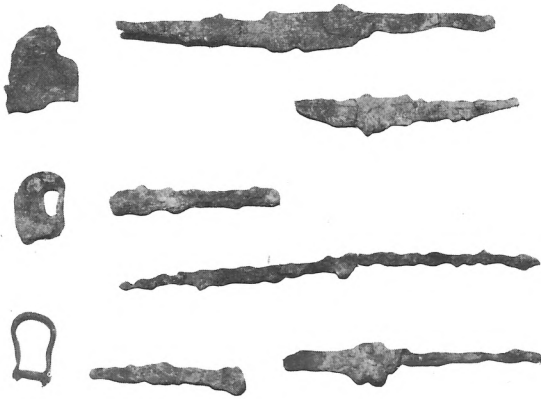
1



2



3



上野国分寺周辺地域発掘調査報告

— 僧寺・尼寺中間地域の考古学的検討 —

---

昭和46年3月31日発行

発行者 群馬県教育委員会

印刷者 朝日印刷工業株式会社